

平成26年第3回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年 9月 3日  
 本日の会議 平成26年 9月 5日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君  
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君
監 査 事 務 局 長 森 省二 君	

会議録署名議員

3番 内村 博法 議員

5番 分部 和弘 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時57分

平成26年第3回長与町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年 9月 5日（金）

午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順11、西田 敏議員の①高齢者交流施設について、②新図書館建設についての質問を同時に許します。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

皆さん、おはようございます。

3日目の第1番ということで、たしか私も今回は一番最後に狙って出したつもりですが、残念ながら一番ラストはとれずに、本日の1番となりました。

それでは、早速質問にまいります。

①高齢者交流館施設について。本格的な高齢者社会を迎え、長与町も65歳以上の高齢者が9,000人を超す状況になりました。これからの高齢者はみずからの健康を維持し、地域社会での健康づくり、介護予防にどうかかわっていくか、行政にとっても大きな課題であります。

高齢者のライフスタイルや人間関係についての希望は多様であり、地域社会や近隣とのかかわり方への希望も個人によって差異があるものと考えられます。高齢者の施策の企画・実施に当たっては、個人のニーズの違いを考慮する必要があります。

現在、町では老人福祉計画・第5期介護保険事業計画によりさまざまな取り組みがなされ、大きな効果を上げていることは承知いたしております。

数カ月前になりますが、長与町老人クラブ連合会より高齢者健康ふれあいスポーツセンターの新設に関する請願書を手渡されました。唐突でありましたし、スポーツセンターとなると場所と財源のことも考えなければいけないと思ひまして、代表と何度か話しますうちに、要は高齢者が誰でも気楽にいつでも行け、気の合った人たちと歓談できたり、たまには飲食もできるような施設が必要と思っているとのことでした。

そこで質問いたします。

(1) 他自治体でこのような取り組みの実績はありますか。

(2) 既存の老人クラブ、自治会、社会福祉協議会、地域政策課、介護保険事業にとらわれない、これは含まれない、きのう、同僚議員が制度のはざまと言っておりましたけども、そういう意味です。その人たちの救済にもつながると思うが、どうでしょうか。

②新図書館建設について。長与町図書館整備検討委員会が作成した整備基本計画書を読ませていただきました。町民アンケートによる意見や人口規模などで比較した現状の図書館の問題点、さらに視察等で得た最新機能、システムを網羅した、まさにこれからつくるにふさわしい理想的な図書館像が描かれていると思ひました。

そこで質問いたします。

議 長  
町 長

(1) 町長のこの計画書を読んだ率直な感想を伺いたいと思います。

(2) これには相当な建設費と維持費が予想されますが、財政面で町長は覚悟はあるのか、お聞きいたします。以上です。

(山口経正議員)

町長。

(吉田慎一君)

改めまして、皆さん、おはようございます。

きょう最初の質問者であります西田議員の御質問にお答えをさせていただきますと存じます。

1番目、1点目、他自治体でのこのような取り組みの実績はないかという、この高齢者交流施設についての御質問でございますけれども、高齢者健康スポーツセンターは全国の自治体でも設置しているところがございますけれども、規模が大きくて、その主体は県レベルでの設置でございます、指定管理者による運営となっているようでございます。

ただ、高齢者が誰でも気楽にいつでも行け、気の合った人たちと歓談できたりとか飲食できるような施設としては、町の規模では、ふれあいサロン、コミュニティーカフェやふれあいセンター等で対応しているところがございます。

現在、地域ケアシステムの構築に向けたモデル事業が全国13自治体で行われており、その中に集いの場の創設について行っているところがございます。今後、ほかの施設やモデル事業の状況を見ながら検討していかなければならない問題というふうにご考えておるところでございます。

それから、2点目の既存の老人クラブ等にとらわれない人たちの救済にもつながると思うという御質問でございます。今回の第6期介護保険事業計画策定に係る国の方針におきまして、介護予防の観点から、これまでの機能回復訓練など高齢者御本人の心身機能の改善だけでなく、生活環境の調整や地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所と出番づくりなど、本人を取り巻く環境づくりも重要であると示されておるところでございます。

高齢者の居場所づくりや気楽に集える場所として、ふれあいサロンやコミュニティーカフェなどがございますが、現在、町内にはふれあいサロンが18カ所あり、高齢者のさまざまな交流や情報交換などが行われております。また、現在、社会福祉協議会におきまして、カフェの実施に向けて検討をいただいているところがございます。

今後、現在あるふれあいサロンの充実やコミュニティーカフェの設置など、高齢者の増加と介護予防に対応するため、高齢者の居場所づくりや気楽に集える場所について研究していかなければならないものと考えておるところでございます。

2番目の御質問でございます。

1点目の長与町図書館整備検討委員会が作成いたしました長与町立図書館整備基本計画書に対する私の感想でございますが、拝見させていただきました計画書は、およそ2年間にわたる委員皆さんの思いが込められておりまし

て、大変な御苦勞があっただろうと感じているところではございます。特に、この町のさまざまな事情を考慮し現実的な考えのもとにつくられていることに、皆さん方の御配慮を感じているところでございました。

基本構想の策定に当たり、私としましてもこの計画書の全てを満足することはできないかもしれませんが、最大限尊重し、その実現へ向けて努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目の財政面の覚悟はあるのかという御質問でございます。新図書館の建設に当たっては、アンケート調査の結果からわかりますように、住民の期待は大変大きいと感じております。新図書館は本を読むだけのところではなくて、人が集い、つながりを生み出す場所、文化発展の場所、情報発信の場所等としての多機能館を計画をしておるところでございます。

御心配いただいております財政面の問題でございますけれども、土地の購入を初め、建設費等々につきましては、もちろん国庫補助の活用が前提でございます。まず、町の方針を決めた上で、できるだけ財政的な負担をかけないような計画を策定したいと、そのように思っております。また同様に、維持管理につきましても、効率的な運営を前提といたしまして計画を立てていこうと思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

1 7 番 (西田 敏議員)

それでは、再質問をいたします。

まず、この高齢者交流施設の関係ですが、今、町長のほうからふれあいサロンとかコミュニティーカフェということで言われましたけれども、町長の今、答弁を聞いておりますと、ふれあいサロンのものというのは、今、長与町内でやってるいきいきサロンのことを指しているんじゃないかと思うんですが、一番、今回の骨子は、この中身もちよっと先ほど申し上げましたけど、制度のはざま、要するに、この老人クラブとか、それから、いきいきサロン、ほかにスマイルとかありますけれども、こういうのが、例えば老人会は月に一遍定例会が、老人クラブ、今、32あるんですかね。それで、定例会が1回、それから、もう一つの、そのいきいきサロンというのも、これは月に一遍、そして、あと、スマイル、これが週に一遍だそうなんですけれども、そんな中で、やはり今、一番この老人クラブの連合の老連の会長さんがいつも言ってるのは、9,000人の高齢者がおりますけれども、この老人クラブに係るとる、参加しとる人は、32クラブの約1,700人だそうです。

各老人クラブもいろいろ努力をして参加者をふやそうとしておりますが、この老人クラブになぜ参加しないのかとか、そういうアンケートがあるんですが、ちよっとお待ちください。きょう、準備不足で、集めるだけ資料集めたんですが、整理をするのをちよっと● かね。申しわけないですがね。ちよっと済みませんね。どうしたかな。ちよっと申しわけないな。ちよっと申しわけありません。ちよっと済みません。図書館のほうばっかり出てきて。済みません。

これは、宮崎大学の教授が老人クラブに参加しない理由というのをアンケートをとってるわけですが、これ、一度、老連の研修会の中でもらった資料なんですよ。老人クラブに参加しない、加入しない理由と、老人クラブ以外の活動に参加してるからというのが34%、それから、活動に魅力を感じない、30%、それから、仕事をやめたら検討する、17%、地域とのかかわりが煩わしいと、17%ということですね。しかし、一方では、加入に関しての考えを聞いてみたところ、1、加入してもよいという人が17%、現在加入する気はないが、将来は加入を考えてもよいというのが57%、合わせますと、やっぱり加入してもいいというのが74%に上るということになります。

こういった中で、老連の会長は、いろいろ自分で趣味を持ったり、それから、ほかの活動をしたり、そういう人たち、自分でまだ老後の、老後というか、高齢者になっても自分で前向きに生き方をちゃんと見据えてる人はもう問題ないんだと。しかし、そうではない人たちもおるわけですね。そして、実際に何にも参加してない、そして、どっちかっていうとひきこもりですね。まだ夫婦2人で住んだる間はいいいわけです。そして、体が元気なときはいいわけです。しかし、それから先、いつ病気になるかわからないわけですからね。

先日も、同僚議員がこういうその高齢者の孤独死の話質問しておりましたけれども、実際にやっぱり一番問題なのはそこなんですね。数的には長与町もここ数年で4名ということでしたけれども、本当はそういう、自分でライフスタイル、ちゃんと考えてしとる人たちはいいわけですが、先ほど制度のはざまということ、人のつくった言葉を私も引用させていただきましたけど、本当はもっとそこに行っていない、そこに漏れた人たちですね、少なくとも老人クラブに入っとれば、状況は月に一遍ですけどわかりますよ。仲間同士で誘い合って定例会にも来ますから、誰々はきょうは病院に行くとか、今、ちょっと家族のところに行っとりますとか、状況がわかる。そして、今、先ほども、いきいきサロンとかスマイルでも、月に一遍とか週に一遍ですが、集めて話をして、こういうのには老人クラブに入っていない人たちも集めてやってるわけです。そこである程度はすくわれるわけですね。そして、今、社協等がやってるあの見守り、それから、老連で、老人連合会でもやっとな●ユウアイ活動とか、そういういろんな面でこの高齢者を見守るとか、これは、大きくは介護予防にもつながるとるわけですけどね。そういうことで活動しとるわけですが、それに漏れた、やっぱり漏れる人がどうしてもおるわけ。そして、実際に話を聞いてみますと、見守りで行っても自分はまだ元気だけんと。家族も近くにおるからいいとかいう人たちがずっと●ヒサれていくわけです。

その中には、もう構わんでくれという人たちもいっぱいおるそうです。こういう人は、本当に体が弱ってきたときに、今度は訴えるところもないとか、そういうこと。そういうものを何とか救い出す手だてはないかというのが、今回の。そして、先ほどから言っておりますこの交流センターですね。今の事例で、町長の答弁の中で、例えばそのコミュニティーカフェとか、ふれあ



金もかかるし、現役のときで給料全部もらっとるときなら、毎日でも食事も飲みでもいいですが、年金暮らしになりますとそうもいかん。それから、家に呼ぶのも、今度はなかなか家庭では相方が嫌がることもあるだろうし、そういう意味からも、やっぱり本当の意味でさっと、ちょっとあそこに行ってみようかなというようなことができないか、そういうことがあれば、そういうニーズもあるのではないだろうかということなんですね。

ですから、今、社協のほうでいろいろ、何でした、カフェを検討中ということでございますけれども、今、老連、老人連合会の中では、今、あそこ、老人福祉センターといたしますけれども、本当の意味では、あそこは老人福祉センターの中で老人連合会が占めとる部屋というのは、小さな小部屋が1つあるだけですよね。何か会議をするにも一回一回借用を書いてしなければいけない。鍵の管理も社協のほうの事務所でしておりますが。いろいろ話をしたいと思っても、会議室を借りたりなんたりせんばいかん。余り自由性が無いわけですね。そして、御承知だと思いますけども、きょう、老連の役員の皆さんも後ろにおりますけれども、狭いんですよ。そこにパソコン置いたり書類とかいろんなものを置いてもおりますから、もう役員が入っただけで、人を呼んで話すとか、そういうことはもう全くできない状態ですね。やっぱり、私も人と話すのは好きですから、よく、何かきのう道端で会っても、どうだ一杯とか言ってやりますけど、どっかで話そうとか、食事しながらとかいうことがありますけど、なかなか年金暮らしになるとそうもいかんわけです。そういう人たちがちょっとおって、さっと何か集まって、そして、久しぶりだからあれも呼ぼうか、これも呼ぼうかといって、そういう場所が私は少しは必要ではないかと。あの社協がされるということも、考え、確かにいいことだと思いますけれどもね。

もう一つは、ここにも最初に書いておりますけど、たまには飲食もと。お酒を持ち込んだり、そういうことで、自分たちですればもっと交流が、そういうのが契機になって老人クラブにも入っていただいたり、やっぱり、私は強引に、強引じゃなかったですけど、会社を定年退職を9月30日にしましたけれど、誕生日が来て、私、9月6日で、あした誕生日なんですけどね。なった途端に老人クラブ、本音はちょっと早いかないかと思いましたが、入ってみて本当によかったと思えましたよ。やっぱり私も会社勤めで40何年間勤めておまして、会社の間しか知らんわけですね。狭い社会でずっと長いこと、職場は大きいところでしたから知り合いは山ほどおりましたけれども、しかし、社会という面では、やはり、こういう老人クラブに入ってみますと、いろんなさまざまな職業をされてた人たちもおまして、そして、中には本当に尊敬できる人たちもおります。

そういうことで、やっぱりこの老人クラブというのは、ある面では非常に私はいい集まりだと。先ほどもありましたけど、ちょっとイメージが悪いとか、老人クラブというたら、まだ60代では早過ぎるとかありますけど、思うのはもう当然だと思いますけれども、入ってみれば、非常にこれはいいあれだなと思います。そして、町長、当然、御承知だと思いますけど、今の自

治会の役員とかコミュニティ、それから、いろんな見守りもやっていますよね。みんなほとんどボランティアです。これも、もうやっぱり老人クラブに、この人たちが全部、どこの組織でもほとんどだと思えますよ。だから、そういう、一つは、中には嫌だなと思っとる人もおると思いますが、一生懸命しとる人たちは、やっぱり地域のためとか、同じ老人のみんなの、お互いの助け合いという意欲に燃えて、意識に燃えて一生懸命頑張っておられるわけ。そういう人たちが、やはり実際に感じとるこの要求は、私は、これは重要だと。やっぱり行政も重く受けとめるべきではないかと思うわけです。

先ほども、ちょっとダブりますが、確かにどっかで話をしようとしても、気楽に話せるところがない。そういう場所をやはりつくっていただきたい。ちょっとこれ、手前勝手であれですが、例えば、余り使われなくなった公園等がありますよね。交流という意味では、今度の新図書館とかそういう、現在ある、例えばふれあいセンターでも何でも、交流の場みたいに椅子が設置してありますが、そういうところで一旦はあつたりしたら、その後がまた重要なんですよね。そこだけで終わるんじゃないかと、その後、ちょっと気が乗って、いっぱいやるときはいいでしょうけども、ちょっとこういう施設があるけん、ここでそこに集まろうかと。そういう意味から考えたら、図書館の下に、図書館であつたりしたら、今の、私の名前がついとるもんですからあれですが、西田公園ってありますよね。あそこは、私はもう理想的な場所じゃないかと思うんですよね。今、あそこはずっとゲートボールをしてたんですが、もう最近は全くしてません。小屋が残っておりますよ。あの小屋の大きさ、程度でいいと思うんですよ。今、プレハブとかなんとかありますからね。

そういうものをつくって、勝手に考えて、例えば図書館とか、今度、商業施設でばったり何年か振りに会ったとか、地域の同級生と、そういう人と会って、あそこにこういう施設が、ちょっとお茶でも飲もうかとか、そういうものができるような、それはカフェでもいいわけですけどね。もう一つ、この老連の会長の狙いは、先ほどもあつたふれあいサロンというのは、地域のことを調べてみますと、子供さんたちも交流ができると、そういうものにも発展していけるんじゃないかということをおっしゃられました。そういう面からも、ぜひ、これは、いずれ老連から請願という形で出てくるかと思えますので、そういうものをひとつぜひちょっと御検討いただきたいなと思っております。

質問にはなりませんでしたが、ちょっとそういう面で、もう一度今言ったことを含めてちょっと意見を聞きたいと思う。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

今、西田議員さんの話にありましたように、長与町のいろんな自治会、あるいはコミュニティー引っ張っていただいているのは、やっぱり老人会に所属されてる方々が多いと思うんですね。私どもも、そういった面では、いかに

そういった方々がそういった憩える場所等々についても、やっぱりいろいろ考えてるわけでありましてけれども、特に長与町でも、いつまでもお元気で過ごしていただけるというようなことで、ずっと私もいきますけれども、例えばグラウンドゴルフが盛んであったりとか、それから囲碁クラブとか、短歌、俳句ですね、こういったものとか、あと民謡とか、いろんなところでいろんな方々が御活躍されておまして、そして、非常にお元気であるというようなことをございます。そういったものをやはり私たちはもっと充実させてやっていけるような、そういった大会とか、そういったものも一つはあると思うんですね。それから、今、議員がおっしゃるように、憩える場所というところで、これは、非常に場所をつくるということになりますので、実は、その場所ということであれば、例えば、消防団の皆さん方は車庫がございますので、その上で皆さん方が交流できるということもございます。

ただ、一般的には部屋というのがちょっと足りない部分もございまして、例えば保護司さん方も、自分たちがいろんな方と会うときに、お会いするときに部屋がないというようなことで何とかいただけないだろうかというような御要望もございます。こういったものにつきましては、我々もできるだけのことをさせていただこうと思ってますけれども、現在、今、ふれあいサロンとかコミュニティーカフェとか、新しいコミュニティーカフェもつくられるようでございますけれども、そういったものの状況を見ながら今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。いろんな形で施設の建てかえ等々もございますでしょうし、そんなことの中から1つの方向性というのが見えてくるんじゃないだろうかというようなことを踏まえて、いろんな選択肢があろうかと思っておりますので、今からそういったことについても検討させていただきたいというふうに思ってるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

それでは、新図書館建設についてに移ります。今回のこの長与町整備基本計画書ですね。非常に私も当初、最初は7月にホームページで載ったということで、すぐ読ませていただきましたけれども、非常に今、あちこちの図書館の機能を網羅したすばらしい基本計画書だと思っております。

それでまず、この聞いた感想ですけれども、先日も同僚議員のほうからも出たと思うんですが、この図書館建設に当たって、やはり一番重要なのは、やっぱり町民に前広に教えていくということが必要ではないかと同僚議員も言っておりましたけれども、今回この基本計画書をいち早くホームページに載せて見れるということは、非常にやっぱりいいことだと思います。この、いろいろ新図書館建設に当たって反対運動が起こったということも以前あっておりますけれども、例えば五島市ですね。一番近いのでは五島市ですよ。

これも、ほぼ建設が進んどるときに、建設に向かっていっているときに反対の署名運動があった。起こったと。最終的には1万2,000人ぐらいの署名が集まって議会に諮られましたけれども、議会ではそれを否決して、最

終的には市長もある程度見直しながら、一番のその原因は何かというと、4万人の町で、この財政が逼迫しとる市にとって10数億円もかかる図書館が本当に必要なのか、豪華過ぎるのではないか。テレビでもたしか豪華過ぎるとか言って。

しかし、これ、実際は、今、現存の図書館というのは、何か、もとはホテルだったか何かを買い取って、そこを図書館にして、非常に使いにくいと。それから、老朽化して危険だということですがけれども、つくる理由はわかりますけど、やっぱり今度は豪華過ぎるといのが直接の原因みたいですね。そのときに、言われて、たしか十何億円だったと思いますけどね。この中で、市長は、しきりに、いや過疎債で、7割は過疎債が使われるんだと。実質は残りの3割ですからよかったわけですがけれども、それでも豪華過ぎるといことで反対をされとるわけです。

もう一つ、そのずっと以前ですが、岐阜県の中津川市、ここもいろいろ調べてみましたが、ここは複雑で、最終的には、これは市長がリコールされとるわけですね。リコールされて、そして、建設に反対する人の支援を受けた現在の市長が当選をいたしまして、最終的にはそれを、図書館建設を中止に、やめたわけです。これはもう、やめたら、一つは、前の市長さんもちよっとまずかったと思うのが、反対運動がありよる中でも、工事はどんどんどんどん進めていっとるわけですね。これも、最終的にはリコールちゅう形で市長もやめて、そして、今度はもう工事がどんどん進めとったもんですから、そして中止にして、その賠償金が、もう建設工事、かなり進んどったそうで、今、9億円ですかね。その賠償金を払わんばいかんというような、ここもやはり前広にずっとしてなかったと。もう、すごいですよ、この本当は中津川市新図書館建設市民協議会というところがいろいろ提案、町長、このあれと一緒にですが、すばらしい図書館ですよ。そして、構想、図面から全部できとったわけですが中止に追い込まれた。

これが、一番の原因は、その前市長が土地の購入に当たって、民有地なんですね。民有地を、そこはもともとはスーパーか何かがあったところで、そこを今度は民間が土地区画整理か何かで開発しようとしてビルか何かを建てようとしたんですが、それが頓挫して、民間の中で塩漬けですかね、そういう土地をこの図書館の建設場所に当てておるわけですね。金額的には2億数千万ですが、これがやはり市長が、何で市民からはそういう民有地に何で行政が手助けするののかというのが一番の発端らしいんですね。

前の市長さんも余り意見を聞かなかったのかどうか、もう今となつてはその辺が、インターネットのいろんなブログ、ほかの人が書いとるやつを読むしかないわけですが、それを見ても、やはり前広にしてないと。それから、強引に推し進めたというのが原因で、先ほど言いましたけれども、図書館新設は頓挫したわけですね。これはもうすばらしいですよ、この新中津川市市立図書館、創造情報館という名前ですね。これはもう、内容的にはこの基本計画書に載とるような、もう全てのあれを、駐車場も広いし、蔵書数は22万冊、人口は、これは8万人の市ですがけれどもね。

そして、もう全てがもうでき上がって、ただ、ここもデジタル、要するに、いろんな今のＩＣ技術ネットワークとかそういうようなのを使って網羅されております。維持管理費等も施設管理費を抑えるとかいろんな構想、盛り込んであるにもかかわらず、これを、町長をリコールする。これは後からわかったことですが、その民有地の取得についても、やはり疑惑が持たれたわけですよ。これは、後からは、それは言いがかりだったということになっとるわけですよ。それで、財源の内訳、ここも、全てが十数億円かかっとるわけですが、ここも自分たち、市が出す金はそのうちの４億３，０００万程度、これでもやっぱり反対になれば否決されるわけですね。ああ、もう中止になった、追い込まれたわけで。

やっぱり、今度、長与町もこのしていく身では、もうできるだけ前広で疑惑を持たれないようなこと、しきりに同僚議員もこの民有地、今回の土地の購入に当たって違法ではないかということをおっしゃるけれども、こういうものを、確かにそういうものを疑わせるようなことではないかと私も思っておるんですよ。やはり、本当のそういう土地ちゅうのは、大体前広に、耳ではあそこに図書館ができるそうなのという事は聞いておりましたけれども、実際の手続等、本当によかったのかと、私は、長与の図書館はぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、ただ、この構想どおり、町長もこの基本計画書どおりにはできないかもしれませんと苦慮しておられますので大丈夫だと、慎重にやっっていかれると思っておりますけれども。

一つ、最近、私自身の個人の考えでいきますと、図書館は昔とは私は大分変わっと思う、要望がですね。以前、私は平成７年に議員になりましたころは、いろいろ調べようと思ったら図書館しかなかったわけですね。図書館にやっぱり行って、いろんな行政の本とかなんとかは図書館で読みましたよ、近かったからですね。それで、今は、図書館で調べ物をするという事は、もう私はないと思う。例えばちょっと辞書等ありますけど、インターネットがまず何ととっても便利ですよ。あと、個人的には、これ、電子手帳ですが、もう私、今まで議員になってからもう４代目ですがね。この電子手帳は、御承知だと思いますけど、持っとる人は、これは、辞書は１００冊分入っとるわけですよ。それから、音楽でも何でも、クラシックでも何でもこの１つの中に入って、字なんて、漢字でも、意味も即座にもう目の前でぱっと見られる。辞書やったら、一遍一遍ページを探してせんばいかんですが、これ、もう１秒か２秒でできますから、そういうものがまずあるし、あと、社会のこと、世界のことを調べようと思ったら……（発言する者あり）済みませんね、わかっとります。

即座にインターネットさえあればできると。そういう意味では、余りにも、今回の基本計画書を非難するわけではないんですが、一つの図書館の理想像がまずあって、そして最終的な他場所でもやっとなるようなネットワークですね。そういうことで両方一気にやろうとしてるのではないかという、ちょっと危惧あるわけですが、実際のこの４万人の町で、そして図書館、学校図書館の整備するネットワークもつくるということであれば、私は公民館とかそう

いうところにも重きを置いて、きのうも同僚議員が全て今、合わせれば18万冊あるんですよ。そういうことをネットワークすれば、中央のこの図書館もそんな大きな規模は要らんぢやないかなと思つてはるわけですが、そういうふうな構想もある程度は盛り込んでいただきたいなと思いますけども、担当のほうからはどうお考えでしょうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
生涯学習課長。

生涯学習課長 (帯田由寿君)

今、お伺いしておりました図書館のネットワークでございますが、やはり町立の図書館がキーステーションとなりまして、幼稚園、大学、公民館等のさまざまな公共機関を、連携を図って、利用者の方のニーズを図ってまいりたいと思っております。また、学校図書に関しましても、町立の図書館の司書さんと学校の司書さんが常に連携をとり合って交流を図ることによって、図書館等の整備が充実してくるというふうに考えています。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

今からでしょうけれどもね。金額等も考慮し、それから、いろんな面で検討されていくと思いますけれども、もう一つ、やっぱり今までの図書館行政、長与町の図書館行政を振り返ってみますと、非常にやっぱりいろんな問題があったんじゃないかと思えます。例えば、もう資料費も最近は大分ふえて、今600万までできましたかね。一時期は100万とか200万とかいう時代もあったと思います。そして、そこで働く司書補佐もパートさんたちですけどね。これも、ようやくことし、またふやしたんですかね。パートさんたちの賃金も、賃金というか、パートですからということではないですが、もう10数年も据え置きにしたり、ひどい話は、そのパートさんたちに30分ば早く出るとか、そういうことを行政の人が言ってくるんですよ。予算がないということですね。資料費もなかなかつかない。

今の長与町の図書館も、やっぱり今も老朽化が最大の原因で建てかえるわけですから、この新しい図書館をつくるに当たっては、どこでも、何年も用意周到な準備をしてきとるわけですよ。先日、私は、文教委員会ですね、7月の初めに図書館の視察に行きましたけれども、この流れにのっとった小布施町の図書館ですね。たまたま同じ7月号に載りましたが、帰ってきてから広報は読みましたけども、やっぱり小布施町の図書館というのは、私は今まであちこち図書館も見てまいりましたが、やっぱり一番よかった。一番よかったという意味は、町民の人たちとの手づくりなんですね。そして、最初の建物の設計から公募して、プロポーザル方式というんですかね、今度の基本計画書にもプロポーザルを勧めておられましたけど、できておりますけれども、このプロポーザル方式については、私はそのとき初めて、その前の

飯能市という図書館でも見たんですけどね。実際のプロポーザルを公募したという166人の応募があって、そして、その中から絞って、最終的に今の。

しかし、その設計決まってからでも、町民が、延べ100人ぐらいの人たちがやっぱり集まっていろいろ意見を交わしながら、どんどん設計も変えていってやっとなるわけですね。そして、建物については、町長も色が気に食わんと。最初の設計者は外装は白だったそうですけども、いや、白はどうも好かんと。そして、いろいろ町民たちとも話をして、最終的に、あそこはクリが名産だそうです。クリ色ですね。クリのあの実の黄色の、それに塗りかえたとか、トイレの位置も変えたり、既存の設計とは違うものをつくり上げた。ですから、反対運動も起こらんわけですよ。みんながしとる。

今回も、基本計画書もかなり町民の方たちも入っておって、これを早くから公募してアンケートもとった。そういう手順を着実に踏んでいくと。そして、やっぱり今のプロポーザルですが、今までの長与の公共事業で、つい最近でも長与小学校とか保育所とかありましたけれども、こういうことについて設計事務所が大きな、もう半値以下で、これは最低制限価格を設けておりますね、とっとなるわけですね。こういうやり方でやって、そして、こういうやり方についても、五島市ではやっぱり市長になぜ既存の設計委託をしたのかと、プロポーザルをなぜしなかったのかちゅうことで、市長をかなり追求しておりますけれども、今度の図書館建設について、このプロポーザル方式というのを取り入れる考えはあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思う。

議 長 (山口経正議員)  
政策推進課長。

政策推進 課 長 (荒木重臣君)

プロポーザル方式をとり入れるかということなんですが、これも構想の中の一つに入っております。検討事項の一つでございます。きのうだったですかね、島原市役所がプロポーザルでやったという記事が載っておりました。それもやっぱり選択肢の一つだと思ってこれからいろいろ検討してまいりたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

このプロポーザルも、その視察が終わって帰ってきて、あちこち調べたら、もう結構日本中ではやっとなるわけですね。しかし、公募という方式ですけども、一般的な行政がしとるプロポーザルでは、もうつくった設計事務所とか、そういう人たちがやっぱり出してるわけですね。最終的にはそれをみんな選ぶわけですから、やり方とすれば公平ということですが、先ほどちょっと言いかけましたけど、今の長与町の小学校とか、それから保育所は、たしか設計業務委託ですよ。その落札した設計事務所ちゅうのは、2つともたしか同じだったと思うんですけどね。半額以下ですよ。ほかの出しとる金額のですね。そういう人たちで、聞くとところによりますと、これは業界の人

からちょっと聞いたんですけど、そういうふうにして設計事務所がまずとって、大体その半額でできるはずはないと。下請か何かに回して最終的には落札、私が言っとるんじゃないですからね。私はそう聞いたわけですから。

落札するところは、そういう事務所がするところは、業者は、建設業者は大体そのうちのどっかですよという話も聞いておりますんで、図書館はやっぱり外観も必要だと思います。ただ、このごろ図書館、これからの図書館についてという資料を読みますと、やっぱり図書館の運営は、一番重要なのは人だということですね。そのさっきの小布施町の館長は公募ですよ。今、2代目ですが。最初は22名の応募があつて、その中の館長、そして、今度は33人でしたかね、応募があつた。まず人、そして、中で今度は司書もふやして16人ぐらいが妥当ではないかということも言っておりますけど、そういうことも含めまして、私はこの図書館については慎重に事は進めていってほしいと思います。いろんなよその状況等も調査していただいでですね。

そういうところでちょっと質問ですが、やはり、これまでの公共設備をつくるのとは大分違う意味合いで私はこの図書館はつくっていくばいかなと思ひますし、そういう意味では、今回の基本計画書、すばらしいものですが、その面をよく考慮していただきたいと思うんですが、その辺は、この中でプロジェクトに入るとる人が何人おるか知りませんが、ちょっとその辺の考えもお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
生涯学習課長

(帯田由寿君)

議長 議員がおっしゃったとおり、プロポーザル方式をとりますと住民の方の具体的な施設、設備等の説明等も行われますので、より住民の方の意見等が反映された建物になっていこうかと思っております。だから、こういうすばらしい建物をつくるためには、そういうプロポーザル方式をするのが一つの方法だというふうに考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

ちょっと予定より時間が長くなってしまいましたけれども、とにかく、図書館建設については町民の意見をよく取り入れながら、絶えず、場所についても本来はアンケートをとるべきではなかったかと同僚議員も言っておりましたけれども、もう今となっては仕方がないことかなと思ひますけれども、内容についてはやはりいろんな意見を取り入れながら、そして公開方式ですね、このプロポーザル方式で最終的には絞って公開プレゼンテーションをやったということでございます。やっぱりその中で決めていけば町民の理解もいろいろ得られるんじゃないかと思っております。以上で質問を終わります。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で10時40分まで休憩します。

(休憩10時24分～10時40分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順12、安藤克彦議員の①ゾーン30の推進について、②ふるさと納税制度への積極的な取り組みについての質問を同時に許します。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

おはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。今回、私は大きく2つの点を取り上げさせていただきたいと思っております。

まず、1点目のゾーン30の推進についてお伺いいたします。

全国で通学道路の事故や集団登下校中の事故が相次いでいます。長与町でも昨年度に県振興局、町、教育委員会、時津署と合同で緊急安全点検を行うなど、さまざまな対策を講じております。その中でも、安全道路対策の一つとして最近導入されているのがゾーン30です。ゾーン30とは生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域、いわゆるゾーンを定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせて、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

長与町でも安全道路対策として学校周辺を中心に対策をとるべき箇所が見受けられると感じております。警察と連携して整備を急ぐべきではないかとも思います。

そこで、以下の点を質問いたします。

1つ目、ゾーン30推進に対する町の見解をお伺いします。

2つ目に、ゾーン30整備に対する補助金等についてお伺いいたします。

3つ目に、ゾーン30推進・整備に関する問題点についてお伺いいたします。

大きな2つ目としまして、ふるさと納税制度への積極的な取り組みについてお伺いします。

ふるさと納税につきましては、昨年、第1回の定例会において、私、一般質問をさせていただきました。今回で2回目となります。

平成20年4月にスタートしましたふるさと納税制度も、近年、新聞、雑誌、テレビ等で大々的に取り上げられ、各自治体はさらにいろいろな工夫やアイデアを出し、自分の自治体を応援していただこうと努力されています。

さらに政府はふるさと納税制度を平成27年度から拡大する検討に入り、年末に決定する2015年度税制改正に盛り込まれる方針であり、来春の統一地方選をにらんで地方重視を掲げる安倍政権の目玉政策にしたい考えとも報道されております。

長与町でも本年度より寄附者に対するお礼としまして、2万円以上10万円未満の寄附に対して3,000円相当、10万円以上の寄附に対して5,000円相当のそれぞれ特産品をさしあげることをはじめました。

そこで、以下の点を質問いたします。

ふるさと納税制度への積極的な取り組みについて、町の考えをお伺いいた

議 長  
町 長

します。以上、よろしくお願いいたします。

(山口経正議員)

町長。

(吉田慎一君)

それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

1 番目のゾーン30 推進に対する町の見解についてでございます。警察庁交通局名で各県警及び関係機関へゾーン30 推進についての通達が行われております。基本的には長崎県警が計画書を策定し、計画書より選択し、各市町を管轄する警察署より市町へ実施依頼が行われます。本町としましても、ことし3 月末ごろ、時津警察署より今年度候補になっているとの話があつておりましたが、今年度は依頼がなかったような状況でございました。

実施依頼があれば、警察署と密に協議を行いながら設定条件をクリアできる箇所の設定を行い、実施をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

2 点目のゾーン30 整備に対する補助金等につきましては、通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金による55%の補助がございます。

続きまして、ゾーン30の推進・整備に関しましては、地域住民の方々の同意と御理解が必要になりますが、区域の指定により区域内の速度規制が30キロメートルとなり、歩行者の安心・安全を考えますと、理解・同意は得られるものと理解をしておるところでございます。

続きまして、大きな2番目のふるさと納税制度への積極的な取り組みについての御質問でございます。本町のふるさと納税制度の取り組みといたしまして、本年度から寄附をいただいた方へ心ばかりの謝礼の品を差し上げることを始めたところでございます。安藤議員の御指摘のように、政府は平成27年度からふるさと納税制度を拡充する方向で検討をしているようでございます。

ふるさと納税につきましては、特典を選べる、単なる謝礼にとめる、お礼状のみと、各自治体によってそれぞれ対応が違っておるところでございます。確かに積極的に行う自治体は寄附額が増加しているようでございますが、本町では、本来、ふるさと納税はあくまでふるさとや応援したい自治体に対する寄附であり、過剰な品の提供ではなく、気持ちをお返しするとの視点で対応をしておるところでございます。以上でございます。

議 長  
6 番

(山口経正議員)

安藤議員。

(安藤克彦議員)

それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、ゾーン30の推進についてなんですけれども、ゾーン30というのは、いわゆるお年寄りとか高齢者とか、児童生徒だけのものではなく、いわゆる生活している方々全般的に対象になるというふうな、まず捉え方を警察もしておるわけなんですけれども、今、長与町を見ても、登下校中には見

守りボランティアの方や交通指導員の方、あるいは、その他有志の方が、あと、交通安全母の会の方がたくさん立っていただいて安全を確保していただいている。見てみますと、特に登下校中、登校時はかなり出てますが、下校中も、最近、長与中央コミュニティさんとか、あとは北小の、ちょっと前回の議会でも出ていた危険があると言われる舟津橋周辺には、下校中まで本当、見守ってくださってる、安全確保に御協力いただいているということ、すごくこれは感謝しなければいけないものだといつも思っております。さらに、いわゆるハード面から何らかしら安全対策をさらに講じていけないかと考えて、今回これを出させていただいたわけなんですけれども、ちょっと1点、町長の答弁でもありました、本町にも一応警察のほうから打診があったということでしたが、場所とかもある程度特定されるのか、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

町長の答弁でもありましたように、3月末ごろだったと思いますが、一応時津警察署交通課のほうからうちのほうに候補に挙がってるよと言うことで来ていただいてお話をしております。その区域といいますのは長与小学校を含めた区域でございまして、赤瀬林業さんがありますけども、それから、駅のセブンーイレブンですかね、今ある、その範囲内、その中央線とその長与嬉里駅前線というんですかね、定林駅前線のその区域の中ということで、一応この中で設定をお願いしますよというお話はありました。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

では、なぜここが進まなかったのか。とりあえず今年度の対象に一応上がったけれども、今年度事業内にはできないわけですよ。そうならなかった。あるいは、翌年度にこれを持ち越される予定なのか、予定と伺ってるのか、そのところをわかる範囲でお答えいただけますか。

議 長 (山口経正議員)  
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

確認はとってないんですが、予算措置等も出てくると思いますので、ほかのところは3月末ぐらいに一応そういうふうな話があつて、何月議会に補正を上げたとかいう話を聞いておりますので、今回、9月までの間、なかったということはなかったのだろうと、また、来年度あるならばまたその後、3月末、今年度の末ぐらいにお話があるのかなとは思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

候補に挙がったということは、やはり警察も何らかしら、そのいわゆる今

おっしゃった地区は危険じゃないかなと、あるいは危険だろうと捉えているということだと思います。

では、ちょっと話を変えたいんですけども、実は長与町にはゾーン30設定区域はないんですけども、時津署内には昨年に時津東小学校周辺、2地区ですね、これは。1地区かと思ったら、どうも東部と西部ですかね、ちょっと分かれていて2地区に設定が行われております。町長にこれ、お尋ねしたいんですけども、ここの地区、ゾーン30区域、通りになったことがありますでしょうか。あるいは、ないならないでいいんですけど、あれば、その地区の通った感想か何かいただければと思うんですけども。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

私は東小学校、行きました。それで、通りも通りましたけども、やはり大変狭うございます。時津町としましては、あそこを区画整理をしまして広げていこうというような形で場所選定を、そういった形で、今後、今、取り組んでいこうということで、やっておられるようでございます。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

通った感想はどうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

やはり狭いなという、車が離合するのちょっと大変で、狭いなという感想を持ちました。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

そうですね。確かにあそこは狭いんですよ。私、もうちょっと踏み込んだ感想をいただきましたんですけども、実は私、あそこ、偶然にもその開通式にたまたま、たまたまというわけじゃないですけど、ちょっと時津で仕事をして、開通式があるということで開通式をちょっと横から見させていただきました。多くの方々、特に地元自治会の方、周辺自治会の方、あるいは児童生徒まで来られて、そのゾーン30設定を喜ばれてたんですよ。通った感想を、私も通った感想としましては、まず、あそこ、私もよく抜け道に使っていました。時津の機会の仕事というか会議があるときとかなんか、大渋滞の中を通るよりも、あそこを抜けたほうが早く行けるという気持ちがありました。

ですが、あれ、やっぱり設定されること、いわゆる設定されてしまうと、もう標示がすごいですよね。路面の標示、看板の表示、ゾーン30、ゾーン30というのが、もう本当に至るところに見えるんですよ。となると、や

やはり心理的に、ああ、できればここはもう通るべきじゃないのかな、通らないほうがいいのか、どうしようもないときはしようがないですし、中で生活されてる方は通らざるを得ないんでしょうけども、やはりスピードの抑制、あるいはそこを通行することの抑制という心理面のことが働くと思います。ですので、私は、当然、長与小学校、先ほど設定が警察から打診があったという場所も、そういった心理面を働かせなければいけないのではないかなと思います。

当然、今は登校時間帯は一方通行、あと、改善されたこととして時間帯の区分というか開始時刻と終了時刻を変更していただいたと思います。それはとても大切なことで、あるいは、あとは昨日の同僚議員のお話にも出てましたけども、カラー舗装ですね。それをすることによって、歩行者のいわゆる歩く部分というのを確保してあげるいうんですかね、確保、当然、確保でしょうし、運転者から見てもあそこには入らないようにというふうな心理的な働きかけも行われております。時津の、ちょっと開通式のお話を聞かせていただくと、どのようにしてここが開通したかという話を、やはり当初は地元の方の要望がかなりあったようです。それから、まだそのときは、話が出たときにはゾーン30自体の言葉もまだメジャーではなくて、何らかしらの対策がとれないかということで近隣自治会の方と話が盛り上がり、そして、それを行政あるいは警察にぶつけていく中で、いい制度があると、いい仕組みがあるということで、役場も、あるいは地元議員も積極的に働きかけて時津署が早々とゾーン30を獲得したというは何ですけども、ああいった設置に至ったというお話がございました。

じゃあ、先ほど1カ所、長与小学校周辺の設定の話が少しちょっと出てたんですけども、担当課としまして、あと、ほかにこのあたりにも該当するんじゃないか、あるいは、このあたりに設定をしたらいいんじゃないかという、想定される場所というのは検討とか、あるいはお考えとかありますでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

今、指定をするよと言われた場所については、現在もう一方通行、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、7時から8時半までは一方通行ですよ。それと、30キロ、もう制限速度規制がかかっております。それと、あと、丸田アパートのほうに向かう道路も30キロ規制でございます。そう考えると、一番いいのがその中央線から入ってくる道路、道に対しての30キロ規制をかけるということでゾーン30という考えになると思いますので、まだ別段ほかのところというのは、区域を設定すればするほど道の設定の内側が設定になりますので、もし中学校を入れるとしたら、中学校を挟んだ向こうのほうの道まで設定しないといけないということになりますので、今のところ、現在、警察との協議の中の分だけだと考えております。

議長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

一方通行の規制の件、あるいは時間帯の件とかはよく、重々わかるんですね。ただ、いわゆる下校中とかも関連するわけですね。あるいは、ふだん、その規制外のときに住民の方は通るわけですね。ですので、その一方通行の規制だけがゾーン30をもうしなくていいとか、あるいは、30キロ規制があるところはもうゾーン30設定しなくていいというのは、ちょっと私はおかしいんじゃないかなと思います。あくまでも、時津も30キロ道路を、30キロだった場所、あるいは設定されてなかった場所をたしかゾーン30として設定をしてカラー舗装をする、あるいは啓発をする、広報する、標識を立てることによって心理的抑制を働かせて交通事故を減らそうという考えでした。ちょっと申し上げておきたいと思います。

私もちょっといろいろ調べたんですけども、確かにいろんな警察からのいわゆるゾーン30設定に対するその設定箇所の決め方もいろいろ細かく決まりがあるようです。1カ所、私も要望を受けていたんですけども、農協の横の川沿いの道があります。担当課にお聞きしますと、ここは榎の鼻池原線というようです。農協から入ってずっと駅前を通過して県道に抜ける道のことなんですけれども、この道も、果たして、ちょっと今、答えは出ないでしょうけれども、ここはゾーン30を設定するとなった場合、考えられる場所なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。決めるのは警察とか上のほうが決めるんでしょうけれども、担当課としてはどのようにお考えかなと思ひまして、お伺いします。

議 長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

今の場所、道路、榎の鼻池原線でございますが、一応、区画道路が中に入ってますので、その付近を含めたところで警察との協議をしていかないと、今の段階では区域に入るか入らないか、ちょっと即答というか回答はできませんが、きょう、ちょっと調べたんですけども、あそこも一応ガソリンスタンドから踏切まで30キロ規制のあれがあります。それを含めたところでまた警察と協議をさせていただきたいとは思ってます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

難しい答弁なのにありがとうございます。当然、あそこも30キロ道路なんですけれども、私も何回かあそこを拝見してみると、30キロを守っている車は、朝はほとんどいないんじゃないかなと。通学路でも、一部通学路にもなっていると思いますし通勤の方も歩いてらっしゃいます。当然、あそこは一方通行ではございませんので離合もございます。カーブも多いです。ぜひ、あそこにもう30キロという標識はあるんですが、本当にもう守られていない。取り締まりを行ってほしいとは思いますが、ちょっと

道路条件からしてなかなかそれもできかねるのかなと。ですので、やはりこういったところにも何らかしらの心理的抑制を働かせていただきたいなという思いがございます。ちょっと今出たというか、出したんですけれども、この道路には路側線すら引かれてないんですよ。正確にいうと、踏切周辺には引かれていますが、農協から入って駅前までには全く引かれてませんし、駅前から踏切手前50メートルか100メートルぐらいまで路側線は引かれておりません。保育所もあるのに、通学路でもあるのに結構危険だと思うんですが、ちょっと、なぜここはこのような状態に陥っているか、このような状態であるのか、わかりますでしょうか。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

今、路側線がないということなんで、もしあれだったらもっと、私もちょっと確認をしてないので何とも言えないんですけども、確認をさせていただいて、そのような対応をとっていきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

済みませんね。本当はこれは担当課に直接行ってお話をしたほうがよかったのかなと思いますけれども、実際、こういう場所が長与町にあるんですよ。みんなが、やっぱり目が行き届かなかったのかなと。私も地元というか、その地域の方からお話を伺って、こういった状況にあるとお伺いしました。交通安全対策につきましては、当然、一番大切なのは、私はいつも言うけど、本人、自分自身が命を守ることが子供も大人もだと思いますが、やはり周りの、いわゆる車とか行政側もそうですけれども、安全対策に対して細心の注意を払うというか、いろんなことを考えて、いろんなことを想定して設定をしたりつくっていかねばならないものじゃないかと思っております。再度言いますけれども、児童生徒だけではなくて、この件は全ての歩行者に該当することだと思っておりますので、その点を御了解いただいて今後も進めただけいたらと思えますし、さらなる強い時津で、先で言いましたけれども、やっぱり積極的な働きかけをしていただけたらと思えます。当然、地元の意見を聞くことは大事ですけどね。

では、次に進めたいと思えます。次のふるさと納税制度についてお伺いたします。まず、ここ、町長にお伺いしたいと思えますが、先ほどの答弁では余り前向きじゃないのかなというふうな感じをお伺いしました。前回質問をさせていただいたときにも、当初は否定的なお考えだったと思えます。その後、質問をする中でお考えを変えていただいて、今年度、年度当初からお礼の品をまずは出せるようになったのは、一步前進ではなかったかと思っております。町長としては、ふるさと納税を今後ふやしたいな、いや、もう現状のくらいでいいんじゃないかな、どちらのお考えでしょうか。

議長 (山口経正議員)

町長。  
 町長 (吉田慎一君)  
 ふるさと納税というのは、例えば東北に住んでられる方が東京で働いてると。3.11のああいって事故、ああいって悲惨な天災があったときに、やはり自分のふるさとを思って何とか力、できないけどもこういった形で支援していきたいという、そういった気持ちが、私はふるさと納税というのの基本的な考え方じゃないかなというふうに思ってます。今、ふるさと納税の、いろんところでこれが喧伝されてますけれども、どうもそういったものを、特産品とかそういったものをあおるといふか、そういう形で今、喧伝されているんじゃないかなという気がするんですよね。だから、ふるさと納税はふるさとを思う気持ちですので、私はいいことだと思いますよ、これは。ただ、余りにもそれが、一気にそういったものが違う方向に何か行きそうなどこがあるなどということを少し最近感じるもんですから、そういった気持ちを持つてるといふようなところでございます。

議長 (山口経正議員)  
 安藤議員。  
 6番 (安藤克彦議員)  
 今のちょっとお話をお伺いしていると、前回の最初の答弁と余り、また戻ってしまったのかなという気がするんですけれども、では、ちょっと現実的な問題に行きたいと思いますが、まず、本町が受けました数字に行きますね。本町が受けました納税件数、それと金額、これはホームページ上に25年度分までは公表されております。私のほうから申し上げますと、済みません、件数がないんだな。件数はあるか。25年度は2名の個人と1つの法人から14万円というふうになってます。それでは、本町から他市町村に流れた納税件数と金額をお伺いいたします。

議長 (山口経正議員)  
 税務課長。  
 税務課長 (田平俊則君)  
 25年度の他の自治体への寄附者の件数ですけども、18件、金額にしまして99万ほどになっております。

議長 (山口経正議員)  
 安藤議員。  
 6番 (安藤克彦議員)  
 この件は、昨年もお伺いしました。平成24年度でしたね。済みません、23年度ですね、が5件の27万円だったと思います。今年度は18件の99万円、本町がいただいたのは3件の14万円です。また、今からのお話も多分去年のここでお話しさせていただいたことと同じなんですけれども、ちょっとこの件どのように町長お考えになりますか。

議長 (山口経正議員)  
 町長。  
 町長 (吉田慎一君)

このふるさと納税というのが非常に盛んなのは、今、宮崎県の綾町、それから北海道の士幌町、それから鳥取県の米子ということで、これは全部産地なんですね、いろんな。綾町は果物、北海道は海産物というような形で、長崎県では平戸市が上位に入ってるということがあります。

長与町は、もともといろんな特産品というのは確かにミカンというのはございます。ありますけれども、そういった観光とかいうようなところでもございませぬ。したがって、こういった形で進めていくことが長与町にとって果たしていいことなのかなという一つの疑問もあるわけなんですね。だから、例えば平戸市あたりは人がどんどんどんどん減っていく中で、やはり観光行政を上げていこうということで一生懸命力を出されているだろうと思うし、それはそれで私もそうかなというふうに思います。

だから、各自治体によりましてその取り決めがさまざまというのは、各自治体の個性といいたしめようかね、そういったものと照らし合わせて考えると案外わかりやすいんじゃないかなというふうにも思っております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

じゃあ、もう少しちょっと現実をお話ししたいんですけども、まず、昨年度、長崎県だけを見ても、ふるさと納税でいわゆるお礼の品を出していたのは6市町村でした。本町は含まれておりませぬ。その後、13市町村に、本町含めてですね、ふえております。まずは、いわゆる過剰になりがち、なってきたと感じられているふるさと納税のお礼制度も、これ実はもうある程度定着をしてくれているんじゃないかなと思うんですよね。いわゆるそういうお考えの方、首長さんばかりならば、が多ければ当然やめましょうよってなると思うんですけども、実際はふえてきている。昨年でしたかね、済みませぬ、今の副町長の前の副町長が町村会でもう余り過剰にするのはやめようやというお話をしたというふうな感じだったんですけども、実際、本県でもそのように増加傾向というか、増加しているわけですよね。

じゃあ、ちょっと視点を変えていきたいんですけども、現状で、ことしお礼を始めましたが、今、どこの時点かわかりませぬけれども、どのくらいふるさと納税、いわゆる寄附が来ているか、今年度分を教えてくださいませぬか。

議 長 (山口経正議員)

税務課長。

税務課長 (田平俊則君)

当町の方だけでよろしいでしょうか。

現在のところ、● した1件の2万円、申し込みがもう1件来てますけれども、それはまだ収入上がっておりませぬので。以上です。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

私も導入を、いわゆる今年度から始まる、昨年の予算の段階からだったんですけれども、ちょっとお礼を始めるということを最初にお伺いしたとき期待をしてたんですけれども、実際にふたをあけてみると期待外れだった感が否めません。その結果が、やはり寄附者の行動にもあらわれていると思うんですよね。

ちょっと幾つか紹介したいと思います。先ほど町長からもお話がありました平戸市に至っては、平成24年度までは36件だったのが、大々的に始めた25年度には1,467件ですね。金額にしてみますと、平成24年度の36件のときには100万ちょっとだったのが、25年度には3,900万、さらに今年度はもう既に1億を超えたとお伺いしております。あるいは、これは私ども総務常任委員会で視察をさせていただきました各務ヶ原市、岐阜県ですけれども、ここはかなりテレビとかでも取り上げられて有名だと思うんですけれども、平成24年度は4件、それまで20年度から大体1桁をいってた。寄附額も大体100万ぐらい、100万以内だったのが、平成25年度に始めてからは8,188件の1億2,400万ですね。

何か前向きに余りやりたくないというか、やるのはどうかというそのお考えはあるんですけれども、実際こうやって自主財源、基本的に今、厳しい財政状況の中で自主財源確保に向けて各市町村は本当に一生懸命やられてるんですよね。これが、何ですかね、町長のこの間の老人福祉センターで行ったあの会でも言った、いわゆるこういうところが数字に見えてくる部分じゃないですかね、行政の仕事として。見えない福祉とか、いろいろその部分は仕方ないと思います。でも、こういったことは努力次第によって各市町が、自治体が数字を、結果を出してきているわけですよね。平戸市も、最初は本当に、あそこももともととしてたんですよね、お礼の品は。お礼の品はしてたけども、それを充実させる、あるいは幅を広げることによってこんだけの自主財源確保をされてきています。もう一度この点を考慮して、町長からの答弁をお願いします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

自主財源というのは大変大事だと私も思ってます。ただ、その自主財源のこういったふるさと納税というのが、長与町は大体最初6,000人、9,000人、それからこの昭和40年代から急速に4万3,000人にまで膨れ上がっていったところでございまして、ふるさとというか、平戸あたりとまた成り立ちも違うと思うんですね。

自主財源を上げるというのは、例えばごみ焼却場をつくって長崎市に払うお金よりももっとここで上げていくと。そして、いろんな方がたくさん入ってきてもらって、それで所得税、あるいは住民税、そういったもので上げていくと。そういったもので自主財源を上げていっております。だから、各自治体それぞれ自主財源のありようといいたいまいしょうかね、高めようというのは、そうすれば違う形で来ているんじゃないかなという気もしております。

議 長

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

町長、ちょっとここを、考え方を変えないのかな、いけないのかなって思います。確かにふるさと納税という名称ではあるんですけども、実際にこれはもうふるさと納税、自分のふるさとに納税をするという感覚では、もう利用されている皆さん違うんですよね。いわゆるもう、おわかりかと思うんですけども、ネットショッピングと私は変わらないんじゃないかなと思います。

平戸ばっかし言ってあれなんですけども、平戸市のふるさと納税特典カタログ、これホームページからも見れます。私、ホームページからこれ印刷してきましたが、中には何点ですか、82品から選択ができるわけですよ。品物だけではありません。平戸に来てもらう、観光ですね、あるいは平戸で結婚式を挙げてもらう日帰り結婚式プラン、平戸で写真を撮ってもらうプランですね。もちろん平戸の特産品もあるかと思えます。あと、平戸で特徴的なのは、平戸はポイント制にしてるんですよ、御存じだと思いますけれども。ポイントで自分が好きに組み合わせでお礼の品を受け取ることができるというふうになります。

自主財源の話もありましたが、御存じだと思うんですけども、いわゆるこれは税の還付というか、税の控除を受けられるわけですよ。一番大きなのは、町として考えたほうがいいのは所得税ですよ。所得税は、一旦国に吸い上げられて、吸い上げるって言わん、国に納めた後に、それぞれあとは交付金という形でおってきます。当然、長与が納めた所得税は全て長与におりてくるわけではないんですよ。でも、このケースからいうと、いわゆる所得税の還付を受けられるので、本町の方がもし納税した場合にすごくメリットが町にとってはあると思うんです。

あるいは、先ほどから町長答弁にもありましたけれども、政府は来年度から拡大する方向に入っている。現在、夫婦年収、これは長与町の一般的な世帯かどうかわかりませんが、これちょっと新聞記事を参考にしますと、年収550万円の夫婦、それと子供、これは高校生と仮定した場合、3万円を寄附すると2万8,000円の税金が軽減されると。これを政府は倍増させる、いわゆる6万円を上限として5万8,000円まで控除を受けさせられるようにしようと考えておられます。多分、今やってる市町村はもとより、どこの市町村もこの制度にのっからない手はないと思うんですよ。あんまり私が話せばっかしもあれですけども、じゃあ本町に納税がなぜふえないのかと考えたとき、ちょっとどのようにお考えでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

税務課長。

税務課長

(田平俊則君)

本町に納税、寄附者がふえない理由ですけども、やはり平戸市さんみたいに、これ言っているのかどうです、カタログショッピングみたいなそういつ

たPRといたしますか、そういったのがうちの町としては行っておりません。あくまでもPR自体はもうホームページだけという形で行ってますので、PRは少ないのかなとは感じております。以上です。

議長 (山口経正議員)

安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

そうですね。昨年の答弁でも、ホームページの内容を充実させるなどPRにも努めてまいりたいというふうに答えられています。私もちょっとPRは不足しているんじゃないかなというのは感じておりますし、今おっしゃいました、いわゆるこちらからは差し上げる物を向こう側は選択をできないわけですね、現状では。私、何をちょっと贈られているか、ミカンかなという想像はできるんですが、何を贈るとも書かれていないですね。何がもらえるかもわからないし。

ちょっと金額のハードルというのがすごく高いんじゃないかなと。他市町村では5,000円程度からお礼の品を贈られているところがあると思います。確かに5,000円でどんなもの、5,000円に対してどんなものを差し上げるかって、いろいろちょっと考えるとこはあるんですけども、他市町では、例えば広報紙、あるいは温浴施設の入場券、そういったのも工夫されています。まず、特産品の種類をふやすという考え方、そして選択肢の幅を広げるという考え方、あるいは現在の金額のハードルを下げるという考え方、この件についてちょっとどのようにお考えかお伺いします。

議長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

今、安藤議員、るる申し述べられておりますけども、まず、ふるさと納税、これの趣旨は何か。都会におる方が自分の出身地等々の応援をするということ、それが今、議員御指摘のように、カタログショッピング的になっている。根本が若干私どもとすればずれてきているんじゃないかと。当然、自主財源確保のためにそういう制度を活用しろという趣旨は理解できます。ただ、今、税務課長が申しましたように、特産品いろいろあるところもあります。ただ、本町ではミカン、あるいはイチジクなんていうのは遠くに送れません。そういう本町の特性というものがあまして、それだけのものを魅力ある品物、品ぞろえができるかどうかというのは非常に厳しいんじゃないかなと。PRといたしましても、そういうのを、ミカンを贈りますよと行ってどれだけ来るのか、特に今はミカンは価格が低迷しておるということで、農家の方の一助になるように町で買い上げて贈るっていう手もあるかと思うんですが、ふるさと納税の趣旨を、本来であれば地方交付税制度がありますので、そういうふうな国の制度できちっとやるべきと。

ただ、それを、今制度を変えとなると都会のほうの分の配分を地方に配分するということになると、多分都会の抵抗があるだろうと。そういうことで、何か国は安易な方向に行ってるんじゃないかなと。むしろ、もっと

交付税制度の拡充等々で本来の姿に戻すべきじゃないかなということでも我々としてはいろいろ考えてますけども、平戸とかそういうところには太刀打ちできるような状況ではないということも御理解いただきたいなと思っております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

地方、国の政策をここで今批判してもしょうがないわけですよ。与えられた土俵の中で私たちはやっていかなければいけないと思ってるんですよ。

長与には特産品がない、いろんなケースでは特産品があるからそれをPRしていかなきゃいけないっておっしゃってるのに、特産品はないっていう。前はイチジクジャムだの何だのって課長からお話が出てましたよね。あるいは、最近では、具体的な店舗名は上げられないんでしょうけども、岡のほうには薫製屋さん、あるいはお菓子のお店も町内にたくさん出てますよね。特産品がない、あるいは特産品がないならば特産品を、特産品じゃなくても、いわゆる温泉施設の券で渡して使ってもらおう、あるいは参考でいいますと、1日町長とかもあったんですよ。納税をして1日町長を経験してもらいましょうと。何かアイデアって出し方じゃないかなって思います。

いろんな考えがあるようですので、なかなか前向きな答えがいただけないんですが、では、ちょっともう一つ。今、これが担当課が、税務課ですかね、になっております。積極的に進めているところ、成功しているところの多くは、これが担当課が税務課ではないんですよ。多分、税金を集めるっていったら、税を徴収する課が物を出すというのはどうもなじまないのかなとは、だから積極的にいけないのかな、いけないのかなとも思うんですけども、例えばこれを、ちょっとうちで言えば企画部になるんでしょうか、そういったところ、いわゆる観光を推進するところですね。町の活性化を推進するところの担当課にこのふるさと納税の扱いを移管するというお考えもあると思うんですけども、その点について伺います。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

今、そういう御指摘もあってるようです。うちのほうとしても、当初、始まったばかりの、やり方そのものがちょっとわからなかったというところもありまして、今のように土産といいますか、お礼の品をやる等と、そういうものも絡んでくると考えなければいけないかなと思いますが、現状をもう少し状況を見て検討させていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

国はこれを拡大するっていう方向なんですよ、まだ報道での範囲でしかないんですけども。なぜ報道、拡大するかというと、いわゆる先ほど副町

長からお話がありました、あからさまに地方に回すのではなくて、地方に税収増、税収減対策として地方に手当てをしていきたい。当然、都市部の税収減につながる可能性も高いけども、総務省は税全体に占める比率は少ないので影響はないんじゃないかというふうな見解ですので、このままでは多分、来年度の税制大綱には盛り込まれるんじゃないかなと思います。

国がこうやってまた政策を推し進めていくというか、拡大していこうとする中で、本町もやはり同様の対策をとって進めていかなければならないのではないかな。これ、もう来年度から多分拡大するとなると、よその町ももっと、よその市町村も積極的に動き出すと思うんですね。本町は、当然してない町、市町村もあるわけですけども、例えば図書館でお金がかかる、図書館でお金がかかるって言うてるんで、じゃあ目的として図書館に限定してふるさと納税を募ってはどうかでしょうか。あるいは物をやるのがちょっと気が引けるといふならば、図書館の壁にお名前前のプレートを入れさせていただきます、後世に残させていただきますというやり方もあるわけですね。単なる寄附じゃなくて、いわゆる全国から、全国区の方が見ているふるさと納税をもっともっと活用していくべきだと思いますが、最後に町長からいただけますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、安藤議員の話をずっと聞いて、伺っております。私もふるさと納税について、これは悪いっていうふうには全然思ってません。やっぱり自分のふるさとを思う気持ち、これを何とか形に変えたいということです、その分については思ってません。したがって、長与町も始めたわけでございます。それはもうおっしゃるとおりでございますのでね。今、おっしゃったような形の部分で、もう少し長与町の特産品をどういう形で皆さん方に示すとかね、そういったものについてはもう少し工夫が必要な分もありますので、その分については今後検討してまいりたいと思っております。

ただ、私が申し上げましたのは、その趣旨というのがありましてね、例えば今言ったカタログというような話も出ましたけれども、そういった形でもう本来こういった行政がやるべき範疇を超えたところでそういったものがどんどん行われてくるというのは、国の政策を批判するわけじゃありませんけれども、やはりどこか交付税措置についてももう少し改めていただきたい分もあるかなと思います。したがって、そういったときはそういったときの場で議論をさせていただこうかなというふうにも思っております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

町長の少し前向き、最後にやっとなんか前向きかなと捉えた答弁だったんですが、ポジティブに考えたいと思います。

最後に、今の本町の、先ほどもちょっと指摘はしたんですけども、まず

何を贈るかもわからないとか、いつ届くか、はっきりわからないような、ああいった表示では、まず、多分もう見ていただけてないんじゃないかな、あるいは寄附をしていただく意欲もちょっとね。毎年、多分同じ方がしていただいているんですもんね、総務委員会でもちょっとお伺いしたことがあるんですけれども。そうならず、もっと裾野を広げるためにもPR活動は必要じゃないかなと思います。それと、やはりもうちょっとお礼の品を充実させるとか、選択ができるとかをいただけたらと思います。

最後に、ちょっと気になったんですけれど、今、町長の最後のこれが気になったんですけども、ふるさと納税は、出身地に納税するという感覚は、もう今、多分ほとんど違うと思います。されている方の大方が、自分の興味のある市町村、あるいは物が欲しい市町村に寄附をしていただく。ただ、それがやっぱりそのまちを知るきっかけにはなると思うんですよね。もしかしたら、行ってみたいと思うかもしれないし、もしかしたらもう一回、今度は買ってみたいと思うかもしれない、そういったことをお考えいただいて、今後の本町のふるさと納税制度の充実を努めていただけたらと願っております。以上、終わります。ありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時33分～13時00分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順13、河野龍二議員の①危険箇所対策について、②被爆体験継承活動の取り組みについて、③福祉医療の拡大・充実についての質問を同時に許します。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

本定例会の最後の一般質問となりました。いましばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

私は、3点について質問をいたします。

まず、1点目に、危険箇所対策について質問いたします。

8月20日未明に起きました広島大規模土砂災害では、多くの人命まで奪われる大災害となりました。この場をおかりいたしまして、亡くなった方のお悔やみと同時に、被害に見舞われた方のお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

断続的に降り続く豪雨による災害は、本町でも楽観できる状況にはありません。長崎県の土砂災害危険箇所の指定は全国的にも多く、人家が周辺にある危険箇所は1万4,000を超えられています。本町の防災計画にも土石流危険渓流箇所90、地すべり等危険箇所4、急傾斜地崩壊危険箇所192、山地災害危険地55などの危険箇所が確認されており、また、それ以外にも巡視箇所が存在します。甚大な被害が起こる前に対策をとるべきと考えますが、質問いたします。

(1) 危険箇所の確認、更新はどのように行われていますか。(2) この間、危険箇所を整備したのはどれくらいありますか。(3) 今後、整備計画はどうなっていますか。

2つ目に、被爆者体験継承活動への取り組みについて質問いたします。

来年は被爆70周年を迎えます。被爆者は20万人を下回り、平均年齢も79.4歳となっています。被爆者本人から被爆体験が直接聞けることも限界に近づきつつあります。

広島市では3年前から被爆体験伝承事業を取り組み、語り部の養成を行っております。2017年からは語り部として活動する計画となっております。長崎市でも今年度から、家族を限定にした継承活動が行われています。被爆地である本町には、長崎市内で被爆した方もたくさんおられます。被爆体験を風化させないためにも継承活動の取り組みを行うべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

最後に、福祉医療拡大の充実について質問いたします。

長崎市の福祉医療の対策は、全国的にもおくれた県の一つと言われております。前回もお示ししましたが、都道府県の制度がなくても福祉医療を拡大し、15歳、18歳の子供まで含め、福祉医療の対象にし、負担軽減を図る地方自治体も多く存在しています。町長はこの間、子育て支援を政策の重要政策の一つとして公言されています。福祉医療の拡大は、最も住民が期待し、どの家庭にも平等の子育て支援対策になると考えられます。

そこで質問いたします。(1) 子供の福祉医療の拡大を中学校卒業まで拡大する考えはありませんか。(2) 障害者等の福祉医療の現物給付の対象拡大は進んでいますか。以上、質問いたします。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

それでは、本定例会議の最後の質問者であります河野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目、1点目の危険箇所の確認、更新についてでございますが、この箇所につきましては長崎県におきまして平成12年度に作成されたもので、県に確認しましたところ、その後の更新はないということでございます。

2点目の、危険箇所の整備につきましては、土石流危険渓流箇所につきましては4カ所行っており、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては29カ所の整備を行っております。

3点目の、今後の整備計画につきましては、長崎県で実施しております土砂災害防止法指定のための基礎調査が今年度より平成28年度までの3カ年で長与町全域約500カ所程度を対象に行われます。その結果を踏まえて今後の整備計画を策定することとなっております。

2番目の、被爆体験継承活動への取り組みについての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、被爆者の高齢化が進んでいる中、戦争の悲惨さと平和の大切さを次代へ継承することは私たちの責務と考えております。

本町におきましては、小・中学校での平和教育などにおいて語り部の方をお招きし、戦争の悲惨さ、そして平和の大切さを継承するための機会を設けていただいているようでございます。また、平成22年度には、被爆された方々の過去のつらい体験と平和への強い願いを「長与町被爆体験談集」として編集すると同時に、証言者の生の声を伝えるために体験談の一部について映像版DVDを作成いたしました。これらの取り組みは被爆体験の継承活動として位置づけられるものであると考えておりますが、議員御指摘の語り部の養成につきましては、長崎市等の事例を研究してみたいと考えておるところでございます。

3番目、1点目、福祉医療の拡大・充実についての御質問でございますが、中学校卒業まで拡大につきましては、九州内では大分県や沖縄県で対象にあるようでございます。長崎県では福祉医療制度のあり方等を協議、検討するため、長崎県福祉医療制度検討協議会を設置し、その実績といたしまして、平成23年度から乳幼児医療費の現物給付化が始まりました。その後、平成25年度には障害者医療費の対象拡大がなされたところでございます。

長与町では、制度検討協議会で償還払い申請などの負担軽減や事務の軽減のため、福祉医療費の現物給付化を要望してまいりました。したがって、乳幼児医療の中学校卒業まで年齢を拡大するという課題もありますけれども、現在償還払いで行っておりますひとり親家庭医療費や障害者医療費の現物給付化を重点的に行ってまいりたいと考えております。

2点目の、障害者福祉医療費の現物支給化、給付化につきましては、先ほど私が申し上げました長崎県福祉医療制度検討協議会において本年度も要望しております。また、町村会の生活環境・福祉保健部会においても検討されておりますので、現物給付化へ向けて具体的な検討に入るものと期待をしておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それでは再質問をさせていただきます。

ああいう広島状況を見ると、この間の長雨で、やはり多くの方が自宅周辺に山林だとかそういう山があったりすると、非常に心配な状況があるというふうに思われております。そういうのを確認すると、なかなかやはり危険箇所の対策事業というのが思うように進んでないのかなというふうに感じておりますので、今回質問させていただきましたが、そこで、長与町の実態をもう一度確認するために、再度少しお伺いしたいというふうに思うんですけども、1つはこうした危険箇所ですね、192カ所が急傾斜地の崩壊危険箇所となっておりますけども、このうち、今の御答弁ですと29カ所が既に整備をされたということですかね。確認をさせていただきますが、この整備するに当たってはこういった条件が必要なのか、少しそこら辺を説明していただきたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。  
(松邨清茂君)  
ただいまの御質問にお答えいたします。  
急傾斜の整備ということでございますけれども、当然、崖地の角度が30度以上、それと、高さが5メートル以上、その下に被害がある人家の戸数が最低5戸以上という形で急傾斜の崩壊対策事業ができるということでございます。

議長 議長  
18番 (山口経正議員)  
河野議員。  
(河野龍二議員)  
そうすると、この192カ所は既にそういう場所だという形で確認されているということなんでしょうか。再度お伺いしたいと思います。

議長 議長  
都市整備課長 (山口経正議員)  
都市整備課長 都市整備課長。  
(松邨清茂君)  
そのような解釈で構わないと思います。  
議長 議長 (山口経正議員)  
河野議員。  
18番 (河野龍二議員)  
29カ所、今整備が終わったといたしますけれども、この29カ所整備が終わったのはどういう理由ですかね。というのも、前、以前質問したときに、結局こういう急傾斜地の整備に当たっては、さっき5戸以上の対象世帯の負担が必要だと、その負担がないと整備ができないということで進んではないんじゃないかというふうな質問を以前させていただいたんですけども、結局、先ほど言われた29カ所については周辺地域の対象世帯の負担があったということでこの整備がなされたというふうに確認してよろしいでしょうかね。

議長 議長 (山口経正議員)  
都市整備課長 都市整備課長。  
(松邨清茂君)  
都市整備課長 今回、先ほど29カ所のうち、大半が7.23のときの災害の箇所がかなり含まれております。当時のときはもう災害、崩れてきてそこに人家があったと。そういった形で、その崩壊があったところに説明に行ったりとか、こうして負担金の話とか、土地の帰属の問題とか、そういったところをお話をして、同意を得られた箇所がかなりのウェートを占めておる箇所でございます。

議長 議長 (山口経正議員)  
河野議員。  
18番 (河野龍二議員)  
その辺はちょっともう少し確認をさせていただきたい。  
結局そういう7.23の災害の場合は、これは災害対策事業か何かで、いわゆる対象世帯の負担はなくてもそのように工事ができるという、ちょっと

その辺の区分けを少し説明していただければと思いますけども。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。都市整備課長 (松邨清茂君)

その当時、緊急で行った場合、県工事が県のほうで施工を緊急的に工事しております。その場合も、急傾斜地の地元負担金というのは徴収をしております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。18番 (河野龍二議員)

徴収をしてると、7.23で災害があった場所でも同じような徴収をしているということですかね。はい。

1つは、そこがネックになるのかなと、192カ所残ってて29カ所。192カ所も、先ほど言われます昭和57年ですね、7.23以後の192カ所だと思うんですよね。その後、先ほど言われたように、平成12年に県がいわゆる危険箇所を確認して、その後、数字は変わってないというふうに思うんですよ。そうすると、地形もそれなりに変わって、私はこういう危険箇所というのがその後ふえてる部分もあるのかなというふうな感じがするんですけど、それはまた後ほど質問しますが、やはりどうしても受益者といいたすかね、受益者負担という対象になる戸数の人たちが負担をしなければならぬということ、非常に危険な場所にあるにもかかわらずなかなか手をつけられないというのが、このまま放置していいのかなというふうな感じがするわけですかね。

これ、以前も質問させていただきましたが、県下の自治体でその負担割合が違くと。長与は特に10%と。諫早市がどう変わりましたかわかりませんが、以前はもう諫早市の負担はないと。長崎市が1%の、時津が5%でしたかね、長与が10%だということ、この部分の負担割合も私は見直すべきじゃないかなというふうな以前質問させていただいたんですけども、そのときの答弁は、その他の自治体が行っている状況がどうなのかというふうなのを検討させていただきたいというふうな答弁だったんで、それ以後、この受益者負担の部分を負担軽減する方向には進んでいませんか。再度質問したいと思います。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。都市整備課長 (松邨清茂君)

負担金の割合の話なんですけど、これは平成23年の12月の議会のときに町長答弁で回答しているとおりに、現在のところ、長与町では10%の負担という形で徴収をします。理由といたしましては、他の事業の受益者負担というのもございます。そこの絡みがございますので、急傾斜だけゼロということには当たらないという形で回答しているということをおうちは把握しております。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

1 8 番

(河野龍二議員)

そこは、ここでだけちょっと議論していると時間がなくなるんで。

私はぜひこの負担の割合というのを、あの当時、町長は最後そういうふう  
に答えたかもしれませんが、実態どうなのかというのを時津町なり長崎  
市なりを確認して、諫早はそのとき当時ゼロと言ってたけど、答弁の中で債  
務負担割合を変えるかもしれんというふうな話も出てたとは町長、確認して  
ますけども、やはりこうした危険な箇所を残したまま、住民の不安が抱えた  
まま生活を送らなければならないというのは、当然ここの住民の皆さんの負  
担もあるからなかなかそこが解消されないというのが、僕、原因の1つだど  
思うんで、これはやっぱり見直していくべきだというふうに思うんですけど  
も、今、課長のお答えは前町長がそういうふうに答えたということですから、  
町長、今のやりとりを聞いててどんなですかね、ちょっと検討する余地があ  
るんじゃないかなど。やはり、1つはこの負担の問題で解消されてない地域  
がたくさんあるというふうに思うんで、私はぜひ調査をしてできるものなの  
かどうか、ぜひとも検討していただきたいというふうに思いますけども、  
町長の答弁をいただきたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

ちょっと大変申しわけないんですが、その負担についてはきょう初めて聞  
きまして、どういう経過だったかっていうのは今初めて聞きました。

この災害箇所につきましては、もうできるだけ早く直す、なくしていくの  
が当然だとは思いますが、長崎県のほうも今、順次進めていますけれど  
も、県そのものが、長崎県そのものがおくれてるというような状況でござ  
います。そういう中で、これにつきましては順次、やはり検討すべきところ  
は検討していくということをやっていききたいというふうに思っています。ただ、  
私がちょっとまだ勉強不足で、その負担割合につきましては今後ちょっと研  
究させていただきたいと思っています。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

1 8 番

(河野龍二議員)

これだけが今回の質問の目的じゃないんで、やっぱりそこがあると思うん  
ですよ。受益者負担という形で、他の自治体と比べても10%の負担って  
なると相当な額になりますんで、ぜひこれ検討できるなら検討していただ  
きたいというふうに思います。

町長言われたように、危険箇所があるならば対応していかんばいかんとい  
うことで、これ長与町の第8次総合計画の中にもあるんですよ。危険箇所  
の区域の問題では整備していきますよということ。

この部分で、危険箇所のところに入ったんで、ちょっと今後の整備計画に

については3カ年で再度500カ所確認するということですね、県下、県がですね。それで、県が確認した後、じゃあ確認だけして何にも対策が講じられないなら一緒ですけども、その辺の進め方がどういうふうになっていくのか、ちょっと先が見えないんで、町として、担当課としてはどういうふうを考えていらっしゃるかですね。500カ所確認してもらいましたと、危険箇所はこれだけでしたと、例えば192カ所が190カ所になりましたとかね、200カ所を超えましたというだけではなかなか、じゃあその危険が取り除かれたかってそうじゃないわけですから、この3年間かけて500カ所確認するけども、その後はどういうふうな形でこの危険箇所が解消されていくようなスケジュールになっていくものなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

今年度から県の砂防課のほうで調査に入ります。3年間かけて調査を行います。それで、地区地区を県のほうが500カ所というのは定めて、そこに現地立入調査を行います。その前に公民館とかで住民の方の説明会をして、立入検査をし、その勾配とか測量、崖がどのぐらいの勾配なのか、高さなのかということをして3年間かけて500カ所をしていきます。その後、指定区域の事前縦覧ということで、縦覧の案内をお渡しします。その後、閲覧者への説明と意見聴取、意見の処理、それでその後、市町村長の意見聴取と、それで県による工事指定という形のやり方になってきます。ただ、区域を指定すると建物を建てるのに制限がかかるということで、なかなか意見を集約しないと指定には持ち込めないということが問題かと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

危険箇所を確認して、住民の皆さんとそういう危険箇所の指定に入って、指定に入るけども、結局は整備というのはさっき言う条件が出てくるんでしょうかね。いわゆる受益者負担の問題だとか、そういう。そういうふうに理解していいんでしょうかね。危険箇所は、例えば500カ所確認して、住民の皆さんも、じゃあ確かに危険箇所だと、指定をされたとなるけども、その先の整備に当たっては、やはり受益者負担を出さなければ整備はされないというふうに捉えていいんでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

今回の調査に500カ所調査をして指定をするっていうことにつきまして、今回、今は危険区域でございますけども、今回の調査によって指定する場合につきましては、それぞれ土砂災害危険区域というところと、あと、土砂災害特別警戒区域ということで、これは法的に、例えば土地利用等も制限

される区域になってまいります。そういったところ、行政が一方的にそういう調査をしてかぶせていくわけですから、当然そこら辺についての防災工事等につきましては、今までの負担金の考え方はちょっと変わるんじゃないかなというふうには思っております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ちょっと、じゃあ変わるということでは、その中身まではよくまだわかってないということですかね。わかりました。

そしたら、そういう意味では今後3年間でこういう危険箇所が、この500カ所というのは、いわゆるもう県が指定して500カ所、町からこういうところも見てほしいという要請はないわけですかね。例えば住民の皆さんから、自分の地域もこういう危険箇所があるよということで、ここを確認してほしいだとかっていうことはできないわけですかね。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

県からの500カ所というのは、県のほうで地形的なものを見ての500カ所ということで判断してます。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

500カ所ならば相当な箇所ですんで、かなりそういう意味では広く見てもらえるのかなというふうに思うんですけども、できれば地域の要望だとか地域で危険を及ぼすような箇所があるというふうな声もぜひ聞けてもらえるならそういうのも反映していただきたいなというふうに思います。

それで、先ほどちょっと受益者負担分も見直したらどうかというふうな提案もさせていただきましたけども、もう一つは、先ほどから出てますように、どうしてもこの危険箇所ちゅうのは県が指定して、県の工事と、あと国の補助金の工事というふうな形であるみたいです。私がもう一つ提案したいのは、町が独自でやるということができないものなのか。町が指定してですよ。そこには国の工事県も県の工事も受益者の負担というのがありますので、そこには町が指定しても当然受益者の負担というのがあるべきかなというふうに思うんですけども、なかなか県が指定しないと工事の対象にならない、それでもやっぱり心配なところはあるし、早くしてほしいというふうな思いもあるというふうに思うんで、そういうものがないものなのか。法的にできないものなのか、財政的な面でできないと思うのか。ただ、先ほども言いますように、こうした長雨被害というのは、もうこれからも起こり続ける予測があるというふうに言われてますんで、できるだけ住民の皆さんの不安を解消するためにはそういうのもちょっと視野に入れながら検討できないものかなというふうに思うんですけども、その辺の答弁がいただければと

議長 (山口経正議員)  
 建設部長 (浦川圭一君)  
 町が指定してできないのかということでございますけども、基本的に今、町施行でやっております分につきましては町内で県事業にのるということで、それだけ危険性があるということと、先ほど課長が申し上げた条件に合わせて、なおかつ負担金の負担にも応じていただけるというところを県事業で町施行でやっております。当然、補助事業ちゅうことで施行は町のほうでやっております。これを単独ではもう町だけでできないのかという話になりますと、当然、基準はもうほぼ危ないからやるわけでございます、やるんであれば県事業にのっかってやったほうがいいじゃないかなというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)  
 18番 河野議員。  
 (河野龍二議員)  
 県事業の場合ですよ、先ほどから出てます角度とか高さだとか対象世帯というのが、いわゆるそこをクリアしないと県の事業にはならないわけですよ。そこをクリアすると県の事業、ただ、どうしても受益者負担というのが出てくるという部分があると思うんですけど、例えばこの受益者負担が、受益者5戸以上、例えば6戸あってそのうち4戸しか、いや、私は応じてもらえませんかという場合には、もう県の事業にのることができないわけですよ。それできますか。それちょっと再度確認させていただきたいなど。

議長 (山口経正議員)  
 都市整備課長 (松邨清茂君)  
 先ほど5戸以上といいますのが、5戸であれば町のほうの県費の補助をもらってできるわけでございます。これが10戸になると、今度は県の事業とか、そういった縛り、戸数の縛りがございます。

それと、先ほど受益者負担金の10%がちょっと高いけんが工事の施工率が伸びないんじゃないかという話でございますけれども、どうしても、先ほど管理課長が申したとおり、土砂、急傾斜地崩壊危険区域があって、そこを指定してしまうと、それだけ土地の評価が下がるということで、5戸あっても1戸自分のところが嫌だっていうところで反対といったところもございません。だから、一概に全て負担金の話ではないというにはちょっと考えております。

議長 (山口経正議員)  
 18番 河野議員。  
 (河野龍二議員)  
 いや、私がお聞きしたかったのは、結局そういう対象がみんな戸数をオールクリアしないと県の事業としてできないんじゃないかと。そういうときに、

じゃあ町が指定して町の事業でやりましょうかというふうにならないものなのかどうかですたいね、オールクリアできない部分、でも危険だよというところをですよ。そういうところを町の指定としてやれないとかというふうなことが考えられないのか。先ほど部長が言われて、当然そういう危険箇所は県の事業にのっかりますよじゃなくて、じゃあ県の事業にのれない部分ですね、どこかがちょっとクリアできなくて、そういうところができないものなのかというふうに。そこが広がっていくと、私は非常に幅が広がって危険箇所というのがだんだん少なくなっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょっとどうですかね、私の、何ていうか、ずれてるのかどうかよくわからんですけど、お願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

例えば6軒あって対象のほかの基準は満たすと、こういう状況の中で2軒の方が負担金の支払いにはどうも同意できないというような場合には、先ほどから申し上げますように、この事業にはのれません。ただ、そういった場合であっても、その中で、例えばじゃあ4軒の中でも負担割合を、皆さんが同じような工事をやって、同じような恩恵を受けるちゅうようなことでもございませので、例えばこの方の受ける恩恵が一番大きいなとかという場合には、6軒あって例えば2人の方で負担するとか、3軒の方で負担するとか、そこはもうその地域の事情によって決めていただいて、今までそういうことで採択をしてきて工事をやってきた、そういうことでございます。(発言する者あり)

申しわけございません。町の単独事業でどうかということでございますけれども、一方の防災工事という側面の以外に、個人の財産を守るというようなこともございますので、あくまでも行政の税金を一方全額突っ込んで町の単独でやるちゅう、こういうことはちょっと現時点では難しいんじゃないかなということで思っております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

私は先ほどから提案してる、全額というふうには言っていないですね。一定の受益者負担もありながらというふうな形で言ってますんで。

先ほど言いました第8次総合計画の危険箇所の整備促進というところに、長崎県を初め、関係機関と連携しながら危険箇所の点検を行い、適切な防災対策を講じますとしてるわけですたいね、第8次総合計画の中には。そう言いながら、192カ所が昭和57年以降あって、29カ所しか整備がされてないというのは、私は適切な防災対策を講じるといふぐあいにはちょっと言えない。

先ほども言いますように、受益者負担の部分があつて進まない部分もあるのかなと。これはあくまでも県が指定した192カ所で、それ以外にも巡視

箇所という部分もあって、何度も申しますが、ああいう長雨が続くとどこもやっぱりそういうふうな危険を感じるわけで、ここは私は一定、一歩進んだそういう、本当、安心安全を守るという意味では何らかの対策を講じるような方向性を見出していいんじゃないかなというふうに思うんですよ。

先ほどから答弁をいただきました、別に法的根拠がなくてできないというふうな話をされてないんで、やろうと思えば財政的な問題だと思うんですよ。ただ、お金と人の命をてんびんにかけることはできないわけですかね。当然、お金がかかっても人の命を守ると、特に住民の生命や財産を守るという意味では、私はやってしかるべき事業かなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。何度もお尋ねしますが、そういう考えが出てこないかどうか、再度伺いたいと思います。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

この急傾斜対策事業につきましては、57年の災害以降、急に、その前にやった部分もございますけども、その以降にもう負担率を市内で決めまして、それでずっと29カ所ですかね、今対応してきたわけがございますけども、そういった中で、もう既にそうやって負担をして、災害危険箇所の、何ですかね、区域から外すちゅうか、危険から守るというようなことで、一方では自分の財産もそういうことで守ってきたちゅう方もいらっしゃるわけがございます。そういった中で、今急に、やっぱり受益者負担金の率の割合を落とすちゅうようなことはかなり難しいんじゃないかなちゅうことで考えます。済みません。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ちょっと議論がずれてるんですけども、よく私が質問してたら過去の事例を持ち出して、過去の人たちはこういうことをしてきたんだから今までもそうしましたよ、そうはなからんばいかんちゅうのは、私はこれ違うと思うんですよ。やっぱり環境も変わればいろんな条件も変わるという意味では、そらあこれまでも、例えば例を挙げると保育料が少し高かったけれども保育料下げましたと。今から暮らす人たちには非常にそれが、何でしょうね、町のサービスとしていいという形に受けられるわけですかね。過去もずっと負担率を同じにしてきたから今後する人たちも負担率は同じだというのは、やっぱりそれは住民のサービスを先取りしていくというのがちょっと違うと思うんですよ。先ほども言いましたように、こうした自然環境が変わる中では、こういう不安を抱きながらの生活を行わなければならないというのはやっぱりどっかで解消しなければならないと私は思うんですよ。先ほどの部長の答弁ですと、負担率が変わるのはどうかというような話になってるんで、私は町単独での、町認定の事業が今後できるような施策は考えられないかというのをただしてるんで、再度そこをお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)

旧市街地と新市街地といいましょうかね、ありますけども、長与町、新しくできた市街地というのは団地造成ということで、大体そういった危険箇所って外してできてるんですけども、危険箇所があるというのは前から住んでおられた方々の住民の方々、大体昔は農業主体だったものですから、山合いのところについてはずっと家屋があるというような状況でございました。したがって、それが5世帯とか10世帯とか20世帯とか、大きな世帯が固まりになって、その上に山合いがあって、そしてそれが危険地域になっている、なるよくだというよくだ分につきましては、やはりそのあたりから先にやらんといかんだろうと思えますけれども、今のところのシステムとしましては、莫大なお金がかかると、そういう分につきましては。そういう分についてはやはり国、県が主体になってやっていただかないと、なかなか対応が難しいということがございます。

旧市街地の方々でも、ちょっと雨が降って崖崩れが起こるとなるときに、じゃあ上の土地と下の土地はどちらがどう負担するかというようなことで、随分切り抜けてきた部分もあったと思うんですよね。今もたくさんございますけれども、その中で、やはり先ほどありましたような危険箇所とか警戒区域とこういったもの、それから調査の段階というようなことで、段階も分かれているということがございます。そういった面で言えば、今後その分についてはやはり国からの指定、県からの指定というのは来るわけですので、そのあたりを利用しながら、でもやはりそういったものがないように、長与町としてできるだけ災害が起こらないような形での広報活動とかそういったものを含めまして、防災については検討しなくてはいけないんじゃないかなど。したがって、その部分だけ、災害する部分の町が独自に負担してやるということだけではないと私は思っております。

議 長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

よくこういう一般質問の中でも安心安全という言葉が出ますけども、先日、住民の方が相談に來られて、管理課長だとか都市計画課長もちょっとお知り合いの方で同じだった、福祉部長のところにも行って、そこがやっぱり長雨とあわせて、もう非常に自分が住んでる上がいかに崩れそうだというふうには、いろいろ検討してもらったんですけども、結局民地だということで何も手を施すことができないと。その人は、そういう危険な状態ではちょっとおれないということで、どうにかするかなというふうには一生懸命考えていらっしやるんですけども、せっかく長与町に住まれて、そらあ、じゃあ危険な場所に家を建てたのが悪いというふうにはそれは言えないと思うんですよね。

町長は長与に住み続けてもらいたいというふうには、ちゃんとここに家が建てられる条件があるならば家を建てて住んでもらうというのは、それは喜ば

しいことだと思っんですけども、残念ながらそういう危険な箇所のところでは土地を求められなかったという人もいらっしゃるわけですから、私は町がそういう部分は、全てじゃないですけども、当然、先ほどでも言いますように、受益者の負担も必要かもしれませんが、そういうふうな形で今のところ県が指定しないとという、工事に入れないというわけですから、やっぱりそこは町の施策として私はやっても全然問題ないんじゃないかなど。確かに大きな費用はかかるかもしれませんが、試算してみないとわからないですたいね、どれくらいかですね。今後、長与町がこの今後もこの町として発展していくためには、私はそういう部分も必要じゃないかなというふうに思いますんで。

これ以上お聞きしてもなかなか答弁いただけないので、これはこれぐらいにしておきますけども、ぜひいつか検討の機会にさせていただきたいというふうに思います。

あわせて質問しますが、今回、広島あの災害では、避難指示の問題が少し出されてました。お尋ねは、大雨洪水警報だとかいろいろ出されますけども、過去においてこうした警報などで避難指示を出したことが本町ではありますかね、お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

現在までのところ、避難勧告、避難指示の発令はなかったものと思います。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

今回のあの広島の災害でそういう問題も取り沙汰されておりますけども、どういう状況になるとこの避難勧告、避難指示というのが出る形になるのか。非常に難しいと思っんですよ、危険箇所、いわゆる特に土砂災害が及ぶようなところに住んでる方々への危険箇所が避難指示を出すというのがですよ。そこだけでも少し教えていただければというふうに思いますけど。

議 長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

昨年、25年度までの長与町の地域防災計画の計画書の中で、避難勧告、避難指示の発令の基準というのが明確にされておりました。昨年、25年度に予算を頂戴して計画書の修正作業を行ったわけです。ことしの6月に防災会議を開き、各種団体の御意見をいただき、ようやく最終的な承認をいただいた形での計画書ができました。

その計画書、大きく計画部分と資料部分と分けさせていただいたんですけど、ページ数は100ページほどふえてしまいましたが、その資料編の中で、長与町で考える避難の勧告または指示の判断基準というのを初めて設定をいたしました。これは、土砂災害とか河川の氾濫とか高潮災害、この3つにつ

いて発令の基準をみずから設けたということで、これは近いうちに議員の皆様にも紙にしたやつをお配りしたいと思います。以上、そういう状況でございます。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

この部分も避難しとけば人命が助かるというふうなところもありますんで、やっぱり住民の皆さんに理解できるような、そういう形での周知だとかというのをちょっとお願いしたいというふうに思います。

それで、この危険箇所の対策については、最後もう一つ確認させていただきたいのは、防災マップの見直しの件なんですけども、これも8次総合計画には適宜見直していくというふうになってるんですが、一番新しい防災マップはこの平成17年6月作成の防災マップになってるんですかね。ちょっとそこらだけ確認させていただきたいと思うんですけど。

議長 (山口経正議員)  
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

おっしゃるとおりです。今年度から長崎県がシステムを構築したハザードマップ作成支援システムというのがございまして、それに予算を頂戴して長与町も参画させていただいています。

今、先ほど来、議論になってます警戒区域の設定、これは今からの話ですが、危険箇所が設定されただけの状態でありますので、実際問題として危険箇所の表示っていうのは過去ずっと変更があってないんですね。ただ、我々が設定している避難所の情報とかが更新されないままになってましたので、先ほど申し上げたハザードマップ支援システムを活用して、そのデータを使って最新の情報を置きかえる作業を今やっていますので、近いうちにハザードマップを作成した形で、新しいやつを御提供できるように今作業させていただいているところです。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

適宜というふうになってるんですけども、平成17年から防災マップが変わってなかったということで、これについては今年度中にそういうふうに形を変えていくということですから了としたいというふうに思います。

何度も言いますが、この危険箇所の問題というのは、住民の皆さん、ああいう大雨が降るとやっぱり非常に心配でならないというふうな状況にあるというのはもう間違いないと思います。危険な場所だというふうに認知、確認しておきながらもなかなか手が施せないというような現状もあるというのを十分理解していただきたいというふうに思いますんで、何らかの対策をぜひとっていただきたいというふうに思います。

では、次に、被爆者体験継承活動の取り組みについて質問いたしますが、

町長もこれについては答弁の中で、何らかの研究をしていきたいということの答弁でいただきました。具体的にはまだ全然構想がありませんか。あれば少しお伺いしたいと思いますけど。

議長 (山口経正議員)  
総務課長 総務課長。

(古賀 洋君)

いわゆる語り部の方の養成なり、その活動の場の提供するということだと思いますと、長崎市さんの場合は、例えば各種団体のほうでそういう方々を登録して活動いただいている実績みたいな、結果があるようです。今回、長崎市さんが新たに取り組もうとされてるのが、家族証言者、議員さんがお尋ねのとおりですけど、これは若干視点が変わってるように思います。家族の方に継承を委ねようという視点での活動みたいですので、この活動がまず募集期間が来年の3月までとなっておりますので、事業がどのように進んでいくのか関心を持って、もし機会があれば内容をお聞きするなどということを考えたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
18番 河野議員。

(河野龍二議員)

この問題では、冒頭言いましたように、もう既に被爆者の方も相当高齢で、早急な対応が必要だというふうに思いますんで、取り組んでいこうというお考えなので、ぜひ今後期待したいというふうに思います。

それでは、3番目の、福祉医療の拡大について質問させていただきます。

この質問は、私、昨年、同じ9月議会で質問させていただいて、今回の質問に至った背景というのは、前回の答弁の中で、今回と答弁同じように、子供の福祉医療の拡大も重要な施策だと思うけども、それよりも前にこういう障害者、2番目にあります福祉医療の現物給付等々、ひとり親家庭ですかね、世帯の現物給付等々が優先されるべきじゃないかということで、それを行っていききたいというふうな答弁だったんですが、1年たっても現状変わっていないと。進んでいこうというふうな話でしたけども、その後の1年たった以降、この2番目の障害者世帯だとかひとり親世帯の現物給付の問題というのは今どういうところまで進捗をしているのか、その辺説明できるならばお願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
福祉課長 福祉課長。

(西平隆邦君)

福祉医療の現状につきまして、答弁にもありますように、県のほうで統一して協議会のほうで例年やっておりますけども、去年が、答弁にもありますように、障害者の医療費の助成について対象者の拡大をしております。それで、今年度、答弁の最後のほうに、町村会の生活環境・福祉保健部会ということでお答えしておりますけども、それで、県内の町村のほうで意見をまとめて県のほうへ要望して、要するに町村会のほうからも要望して県のほうへ

働きかけようということで、現在その辺の影響等についての調査に入っております。

それと、検討協議会の中でも、結局、主に本町と時津町、長崎市もですけども、制度として現物給付化を先にとということでお願いしているところがございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

じゃあ、現物給付の見通しはどうか、その。いつの時期ぐらいにできそうだという、その辺もまだははっきりわかりませんか。質問したいと思いません。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

いつから現物給付化を実施するというのが、ちょっと今のところわかりませんが、感触的には、答弁にもありますように、現物給付、具体的な検討に入れるものと期待しております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そこは協議の中身なんでね、よくわかりませんが、そしたらその現物給付はぜひ早急にお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、今回この質問をした背景には、実は前回、いわゆる子供の福祉医療の拡大が松浦市と南島原市ですかね、が進んでるということで私、質問の中で言わせていただきまして、これが言われた県下さらに拡大しそうで、島原市と雲仙市も何かこういう取り組みをやろうというふうな動きがあると。恐らく同じ医師会の関係かなというふうな気がするんですが、結局、県の、いわゆるほかの自治体の足並みを待たずして各自治体で子供の医療費の拡大ですね、中学生までとか18歳までを福祉医療の対象にするというのが広がってる。もう県下でも広がってる。これも全国的にも広がってるんですよね。全国的にはネットワークもあって、子供の医療ネットワークでしたかね、そういうネットワークがあって全国的にも進めて、群馬県なんかは県でこういう対応をしているということで、福祉医療の拡大が広がってるわけですね。

昨日も人口減少の問題で少し図書館の議論の中で人口減少の問題をされてましたけども、人口減少をずっと協議してきた、対策を講じてきた、いろんな提言をしてきた団体が、この人口減少をストップさせるにはいろんな施策をこういう子育て支援施策に回していかないとこれはなかなかストップにならないというふうに提言をされてるんですよ。資料があったと思うんですけども、それはいいです。特にこの長与町みたいな若い世代ですね、子育て世代がいるところでは、私はこの子供医療の拡大というのが非常に、いわゆる

町の特性を生かした施策になるんじゃないかなというふうに思うんですよね。先ほど言いますように、要望はたくさんあるんですよ。だから、県下でもやってない自治体が、じゃあうちもやりましょうというふうに進んでいくと。その中で、長与みたいなやはり若い子育て世帯がたくさんいる町こそこういう施策をやっていくべきじゃないかなと。今の状況ですと、県をまとめて県がやるからというふうな、以前からもこういう話をさせていただいてるんですけど、そうじゃなくて、やはり全国的にも県下でも広がっていくならば私はこれ、長与町でも取り組むべきじゃないかなと。1年待って現物給付の問題が解消したらこれをやりたいというふうな答弁をいただいていますけども、そうじゃなくて、いわゆるこういう施策こそどんどん先にやれる、各自治体がやってるわけですからね。

前回も質問させていただいたときに、医師会の問題だとかというふうな部分もありましたけども、結局、松浦市だとか南島原市なんかは同じ医師会系列があってもそこを単独の自治体でやっていけるわけですよ。ですからこれは、行政のやる気そのもの、いわゆる子育て世帯を支援するかどうかというところ、これだけじゃないかもしれませんが、冒頭言いましたように、これはどの子供、どの子が病気になってもその福祉対象にしますよというふうに、いわゆる子供がいる世帯全てにおいてそういう施策を講じるわけですから、まさに子育て支援の大きな施策の一つだと思いますんで、私は、いや、足並みをそろえてだとか、県が統一してだとかというふうに待たずに、町長の姿勢として私はやっていっていいんじゃないかなと。前回もそういう質問させていただきましたが、なかなかそこまで答弁いただけませんでしたけど、こういう県下で広がってる状況があるというふうな点を踏まえて、再度踏み込んだ形での町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

たしか今、議員おっしゃったのは2030年までに2.07の、いわゆる出生率的なことだあってあると思いますけれども、都市化すればするほど出生率が低いと。東京なんかは今後、1.0幾つというぐらいのもんでございます。長崎県でも農村部に行ったほうがやはり出生率高いというようなことでございます。

議員がおっしゃってるような意味で言えば、私も全く、長与町は若い方々入ってきていただいて、そしてこの長与町で住んで子供をたくさん生んでいただいて生活していただきたいという思いは同じでございます。そういう中での町の魅力づくりというのは多々あると思うんです。その中で、私はこれについても反対はしてないわけでありまして、まずは、現物給付というのも1つ大きなファクターですので、この部分について何とかやっていこうというふうな気持ちであります。

ただ、扶養費っていうのが非常に高まっているっていうのが現状でございます。税と社会保障の一体改革というのもそういった形でのお金の工面と

というようなことをございますけれども、そういったこともしながら、あわせてやはり図書館をつくるとか、あるいはショッピングモールをつくるとか、あるいは町並みをきれいにするとかって、そういったものもいろんな若い世代の方が入ってきてくれる要素でございます。町としましては、そういったいろんな要素の中から長与町の魅力をアップさせていきたいと。そのうちの1つが、今、議員がおっしゃってるとおりだと思っておりますけれども、まずはその分につきましては現物給付というようなものを先んじてやるべきじゃないかと、そのように考えております。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

1年待ったんですよね、それをね。1年たってもなかなか、じゃあいつできるかというふうな状況も見えてこないというわけですよ。そういう状況ですから、じゃあ、私はこれどんどんどんどん各県下に広がっていけば、おのずとせざるを得なくなる状況が生まれてくると思っておりますよね。それより前に、やっぱり私は率先してやるべきじゃないかと。やっぱりさすが長与だなと、子育ての町ながよだなと思われるような施策を取り組むちゅうのが重要じゃないかなというふうに思うんですけれども。

これ以上、答弁いただけないかもしれませんので、以上で質問を終わりたいと思います。

議長 (山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。  
本日はこれで散会します。  
お疲れさまでした。

(散会 13時57分)